

泉涌寺における位牌堂「靈明殿」の創祀と発展

——泉涌寺へ集約される天皇家の喪葬

石野浩司

はじめに——本稿の目的

靈明殿とは、『後漢書』『白虎通』等に見える宗廟的な礼制建築「靈台・明堂」を出典として、歴代天皇の位牌（皇族の位牌を尊牌という）を祭祀する施設に対する普通名詞的な用語である。とくに四条天皇はじめ二十五陵・五灰塚・九墓からなる泉涌寺「月輪陵墓・後月輪陵墓」に対して、その陵側の寝廟（陵寢）にあたる泉涌寺「靈明殿」は固有名詞的な認知で他を圧倒している。近世までに天皇家の喪葬が泉涌寺に集約され、近代の改制で天皇家の位牌祭祀が一元化されたからである。特例的にいまでも宮内庁の陵墓祭祀との関係性を維持

しているのは^①、現行の皇靈殿祭祀との連続性のゆえである。維新时期神仏分離の先入観から、かかる両者の関係は等閑視されてきた。

そこで、宮中祭祀との関係性において注目すべき泉涌寺「靈明殿」について、「旧稿」^②では近代「靈明殿」成立に至るまでの過程を検討した。また「新稿」^③では、明治九年（一八七六）に靈明殿に合祀された位牌（尊牌）と、明治六年（一八七三）に泉涌寺「海会堂」に遷座された「御黒戸」との混同的な理解を是正すべく再考している。天皇家の葬制については、近世天皇の葬送儀礼をめぐる朝幕関係を中心とした野村玄氏の研究、また中世以来の泉涌寺と般若院との対立を前提とした久水俊和氏の研究によって、後光明天皇喪葬「承応例」の画期性は評価が定まりつつある。また顕密僧から禪律僧へ

移行する「一向僧沙汰」や僧俗分業体制については、大石雅章氏・島津毅氏らの議論がある。四条天皇の崩後讓位「如在之儀」に関し、堀裕氏ほか葬送儀礼研究の豊かな蓄積もある。維新史における皇靈殿祭祀の成立と、宮中の神仏分離についての再考は、武田秀章氏・高木博志氏らに研究業績がある。最新の研究論文もふくめて、これら各氏の所論については、本文中に批判検証しながら紹介も兼ねたいと思う（ここでは概観のみで注記も省いた）。

本稿は、こうした先行研究に導かれながら、天皇家の喪葬が泉涌寺へ集約される過程を回顧しつつ、廟所「月輪陵墓」の形成を中心として、それに連動して特異な施設である位牌堂「靈明殿」が成立するまでを考察した。あらかじめ本稿の論述の流れ「要旨」を事前に説明して、本論を読み進めるために役立てたいと思う。

(一) 天皇喪葬の視点

①泉涌寺が天皇家喪葬に関与し始めるのは、通説の仁治三年（一二四二）四条天皇喪葬からではない。いまだ顕密僧の喪葬体制で、律僧らが「一向沙汰する」中世喪葬に移行する以前だからである。

②ようやく後光厳上皇の応安七年（一三七四）、泉涌寺創建伽藍を儀礼空間とした天皇喪葬（泉涌寺と安樂光院の共同運営）は、後円融・称光・後小松天皇と北朝四代の常例となる。この後光厳院流に対して、崇光院流の般舟三昧院が対抗する。

③かかる応安例を画期として、泉涌寺「法堂」における龕前堂儀礼「十六観堂院」中庭での火葬（山頭儀礼）と拾骨、そして嘉元二年（一三〇四）建立の後深草上皇「深草法華堂（安樂行院）」への納骨という、この三部構成が北朝皇室の喪葬伝統を形成する。

④応仁二年（一四六八）に泉涌寺創建伽藍が全焼すると、明応九年（二五〇〇）後土御門天皇「明応例」を画期として、仮設建物で代用された「山頭儀礼」が後柏原・後奈良・正親町・後陽成天皇まで式微五代の慣例となる。

⑤承応三年（一六五四）後光明天皇喪葬は、寛文八年（一六六八）「仏殿」再建以前であったので仮設建物で執行された。この「承応例」（火葬儀「明応例」を土葬儀へと入句を改編）が幕政下の規範とされ、敢えて復興伽藍を使用しない仮設式「龕前堂・山頭儀礼」（さらに実質的な埋葬「廟所」儀礼が加わる三部構成）が定着する。これが明治以降にも踏襲されているわけで、近代大喪儀「葬場殿」の雛型は泉涌寺の宋風儀礼である。

(二) 陵墓と位牌の視点

⑥移築再建された四条陵石塔の規範性を前提に、これを模倣した後陽成灰塚「九重石塔」を画期として、（般舟三昧院との争論を背景として）北朝皇室の茶毘所「十六観堂院」跡に月輪陵墓が形成される。

⑦後水尾院統（先祖二代と後宮の）「家族墓」が形成された十六観堂

院跡に対して、江戸初期三代の天皇陵は回避的である。

⑧ 四条院「御影堂」再興を発端とする泉涌寺復興は、寛文六年（一六六六）「御位牌堂」創建に結実する。「承応例」以降の天皇家喪葬の典拠が『朱子家礼』である以上、その位牌祭祀の空間「靈明殿」も礼制上は朱子「祠堂」と見做される。先祖祭祀を前四代に限定する朱子礼制は、かくて明治四十一年『皇室祭祀令』「先帝以前の三代」に継受される。

⑨ かかる後水尾院統「家族墓」構図は、そのまま後水尾院統「家廟」としての創建靈明殿（第一次）の位牌配置に反映される。

⑩ 東山天皇陵を画期とする江戸中期、月輪陵墓は天皇・嫡后だけに占有された「皇室の嫡流陵墓域」を成立させる。一方で嫡出皇子には特殊配慮が見られ、光格天皇以降を後月輪陵と区別する。

⑪ かかる「皇室の嫡流陵墓域」構図は、そのまま弘化再建靈明殿（第二次）の尊牌配置に反映される。

（三） 皇靈祭祀の視点

⑫ 後水尾院統「家廟」から発展した靈明殿は、「嫡流陵墓域」に対応した限定的な位牌祭祀であった。その限定を完全解除して「皇室の宗廟」を企図した明治九年「尊牌合併令」とは、明治十一年（一八七八）制定「春秋二季皇靈祭」への階梯である。かくて後光厳院流「安楽光院十泉涌寺（北京律）」と崇光院流「安樂行院十般舟三昧院

（天台兼学）」という、中世後期以降二系統に分裂してしまった天皇家の先祖祭祀が一元化される。

⑬ 明治十七年（一八八四）宮内省が再建した近代靈明殿（第四次）を雛型として、明治二十二年（一八八九）宮中三殿「皇靈殿」が完成する。古代の山陵祭祀とは異なる要素として、中世後期以降の宋礼継受により導入された位牌祭祀が、皇靈殿祭祀の成立要件に組み込まれたことを意味する。

⑭ 近代成立の皇靈殿祭祀に包含される皇統意識とは、復古された山陵祭祀（律令制「近陵」のとき）ではなく、むしろ前近代（中世近世）天皇家の「イエ」的な先祖祭祀（家族墓「月輪陵墓」・家廟「靈明殿」）を内実として継承したものである。

以上の論点について、考証を積み重ねながら天皇の祖靈祭祀、つまり皇靈祭祀の展開として、その全体像を把握したいと本稿は考える。宮中三殿「皇靈殿」の前史として、かかる泉涌寺「靈明殿」の本格的な研究は、葬送儀礼や天皇陵に比べて著しく遅滞しているからである。近代成立の皇靈殿祭祀に継承包含される近世天皇家の「イエ」的な先祖祭祀としての「廟所Ⅱ月輪陵墓」「家廟Ⅱ泉涌寺靈明殿」について実証的に分析することで、その規模と形式から近世皇統意識を可視化するのが目的である。

第一章 王家の喪葬と泉涌寺

(一) 始原としての四条院法華堂

〈四条天皇陵の附属施設「新御堂」〉

はじめて泉涌寺が天皇家の喪葬に関与するのは、通説(『泉涌寺史』⁵)にいう仁治三年(一二四二)死去の四条天皇からではない。実際に『四条院御葬礼記』(群書類従第二十九輯)に見える御前僧・籠僧体制は顕密僧であつて泉涌寺僧の関与はなく、ただ寺域に埋葬されたにすぎない。後述するように、いまだ古代の天皇喪葬儀礼の範疇に留まつており、禅律僧らが「一向沙汰する」中世喪葬儀礼に移行する以前だからである。『東山泉涌律寺図(古伽藍図)』(OCS:以下、泉涌寺所蔵品は台帳番号を付す)には、宝塔(廟所)・法華堂(御影堂)が伽藍中軸上の丘陵に描かれ、この一院に「董真院」の掲額が見える。これが四条天皇陵の附属「法華堂」で、建長二年(一二五〇)『九条道家処分状』⁶の主張する九条家領「新御堂領」の対象建物である。同時代では貴顕の葬堂としての法華堂形式は一般的で、鎌倉の勝長寿院境内には「右大將家(頼朝)大倉法華堂」「右府將軍(実朝)法華堂」「故二品(北条政子)新法華堂」と三棟の法華堂が埋葬地に建立され、ならびに幕府の祭祀対象であつた(『吾妻鏡』嘉祿二年四月四日条)。泉涌寺における「後堀河院法華堂」(大願院「千手堂」・

「四条院法華堂」(董真院「新御堂」)・「藻壁門院法華堂」⁸の類例である。後堀河院の法華堂に対して新設された四条院法華堂を「新御堂」と称したのも、北条政子のケースと同工である。三回忌の寛元二年(一二四四)に今熊野観音寺で修されていた四条院国忌御八講が(『歴代編年』、五回忌の寛元四年(一二四六)正月八日には泉涌寺に移されているから(『葉黄記』)、同年をもつて四条院法華堂の成立⁹と考えておく。

律令天皇祭祀「荷前」は、諸国から貢納される調(絹・綿)の初荷を伊勢神宮と諸陵墓に奉幣する神道形式の先祖祭祀である。常幣を受ける遠陵(遠い先祖)と、別貢幣を受ける近陵(近い先祖)とがあり、近陵は十陵(七帝三后)¹⁰、外戚関係の近墓は八墓(五十三まで変動)に限り加除¹¹、やがて固定化するのは「国忌」対象と相似する¹²。

一方「国忌」とは、廃朝・廃務・神事延期・音曲停止などで荘厳化された仏教形式の先祖祭祀だが、やがて対象を「天智・光仁・桓武・仁明・光孝・醍醐」六天皇に固定化するのは、御願寺などの私的な追善行事をも「国忌」と准称するようになり制度が弛緩したからである。まさに寛元四年(一二四六)に泉涌寺に置かれた四条天皇「国忌」も、後者の意味でしかない。国家規模の追善行事から、縁故寺院での(女院が沙汰するようなイエ的な)仏事に移行する時期に、泉涌寺が歴史に登場するわけである。

年表1 四条天皇に関する追善仏事ほか関係年表

崩後	経過日数および忌日	事項
仁治3年 (1242)	1/7	白馬節会、而して主上聊か御足を踏違はしめ給ふの間、出御有るべからず(『後中記』) 主上御不予の間、節会出御無し。昨日渡殿に於いて聊か御顛倒(『百鍊抄』)
	1/9 1(崩御当日)	夜半より天下物念、曉更に及びて御絶入(『百鍊抄』) 寅刻、崩御閑院殿。崩御の後、清涼殿北庇に移奉る(『四条院葬礼記』) 今日夜に入りて女御(彦子)退出せしめ給ふ、准后(綸子)御同車(『後中記』) 元藏人頭の中御門宗平、崩御当日に出家(『公卿補任』)
	1/10 2	劍璽暫く別殿に渡奉る。内侍所は他所に渡奉らず数日御同所(『百鍊抄』)
	1/11 3	劍璽・玄上・鈴鹿等、昨日弘御所に渡され了ぬ(『御葬礼記』)
	1/15 7(初七日)	伊勢斎王(昱子)此の御事に因て、御櫛笥殿に退下(『百鍊抄』)
	1/19 11	摂政直廬に於て旧主の追号を定めらるべし。四条院と号奉るべきの由(『後中記』)
	1/20 12	旧主、夜前に入棺し奉る(『御葬礼記』) 今日、承明門院御所(土御門殿)に於て御元服の儀あり、畢りて冷泉萬里小路殿に行啓。夜深に劍璽を渡さる。劍璽入御、新主かねて出御(『後中記』) 今夜、踐祚儀に依り、固関使を遣はさず、宣命無し、親王宣下されず(『御葬礼記』)
	1/22 14(二七日)	
	1/25 17	今夜、四条院御葬礼、之に供奉すべく秉燭の後、閑院に参る。御車を寄せられ、御棺を移奉る。泉涌寺に入御し畢ぬ。土を掘り仮屋を構へ、前は切懸を立て門代と為す。御前僧十二口参会す。御車の軛を放つ後、御棺を移奉る。御棺を納奉るの後、人々退出、河原に於て手を拂ふ(『後中記』)
	1/26 18	今日、四条院初七日御仏事を行せらる(『後中記』)
	1/27 19	三条殿(葬家)、二七日御仏事を修せらる。公卿左大臣(良實)等、各の簀子座に著く、都護(伊平)一人衣冠、其の外皆な直衣也(『後中記』)
	1/29 21(三七日)	
	2/1 22	三条殿に参り例講を始めらる。左大臣殿(良實)、前内大臣(兼平)、吉田中納言(為経)、中御門二位(宗平)、右宰相中將(公光)、右兵衛督(有資)等、著座す(『後中記』)
	2/2 23	先帝遺詔奏。宮内卿藤原朝臣顯嗣を使と為し固関警固、廃朝五ヶ日(『踐祚部類抄』) 三条殿に参る。申剋、七箇寺御誦経使を立てらる(『後中記』)
	2/4 25	祈年祭を延引、建礼門に於て大祓を行はせらる(『百鍊抄』)
	2/7 28(四七日)	
	2/14 35(五七日)	四条院五七日御仏事、式乾門院、御沙汰され曼陀羅供を行はせられ畢ぬ。 公卿、関白(兼経)、内相(兼平)以下、著座。また簾中に於て聴聞(『後中記』) 今日、五七日也、曼多羅供を行はせらる(『平戸記』) 四条院五七日法事、式乾門院これを修さる(『百鍊抄』)
	2/21 42(六七日)	
	2/26 47	今日、四条院御仏事を行はせらる(『後中記』『平戸記』)
	2/28 49(七七日)	今日、四条院御正日、只だ七々日御仏事ばかり行はせらる(『平戸記』)
	4/19 100(百箇日)	
寛元元年 (1243)	1/9 1周忌 2/3	安嘉門院・式乾門院、四天王寺御幸、六日有馬温泉
寛元2年 (1244)	1/9 3回忌	四条天皇「国忌」御八講を観音寺に修す(『歴代編年』)
寛元3年 (1245)	1/8 4回忌	諸寺修正(『平戸記』)
寛元4年 (1246)	1/8 5回忌	四条天皇「国忌」御八講を泉涌寺に修す(『葉黄記』)

〈近世靈明殿に継承された四条天皇念持仏〉

四条天皇の念持仏と伝承される千手観音立像（平安後期・泉涌寺台帳番号 B010）が伝存する。千手堂を擁する子院を「大願院」と称したことから本願天皇の念持仏という伝承が生じ、この千手堂像が近世初頭に成立した靈明殿に本尊として継承されたものであろう。泉涌寺は貞応三年（一二二四）に後堀河天皇の御願寺となつたわけ、本願天皇とは正しくは後堀河天皇をいう。つまり四条天皇再誕説話を強調して享保十一年（二七二六）に『中御門天皇御宸翰（国師号勅書）』（泉涌寺台帳番号 E009）を獲得するに到る寺伝形成の過程において、後堀河→四条への伝承転位があり四条天皇念持仏という虚構を生じたものと考証される¹⁷。焼損痕の認められる古像であるが、少なくとも指図史料「弘化三年靈明殿配置図」（泉涌寺台帳番号 G45-29-1）に見える「四条院御念持仏」を本像とみて間違いない。「第一次四条院御影堂（巽岳新殿）」（一七二三→一八四二）から弘化再建「第二次靈明殿（合祭殿）」（一八四五→一八五九）をへて文久再建「第二次四条院御影堂」（一八六一→一八八二）に安置された後、明治再建「近代靈明殿」から仏体は却けられて現在は海会堂（御黒戸）に合祀されている。

(二) 北朝皇室の葬送儀礼と泉涌寺

〈四条天皇喪葬と「如在之儀」〉

天皇が在位中に死去した場合の先例「如在之儀」とは、喪を秘して受禪「讓位の儀（讓位宣命）」↓踐祚の儀（劍靈渡御）」を敢行した後、先帝を上皇（凡下人¹⁸）とみなして牛車¹⁹に乗せて密々に葬送（これを盗出という）する慣例であると説明されてきた。長元九年（二〇三六）四月十七日の後一条天皇喪葬を先例とし、『百鍊抄』に「喪を秘する事、如在之礼を以て」とある²⁰。

『古事類苑』帝王部十・讓位下「崩後讓位」（五四九頁以下）は、後一条天皇「長元例」（『日本紀略』『一代要記』『榮花物語』『統世繼』、および後冷泉天皇「治曆例」（『百鍊抄』）を引き、これに『帝室制度史』第三卷（四三八頁）は堀河天皇「嘉承例」を追加している。死者を生者に偽装する点において「如在之儀」「平生之儀」「盗出」は同義語的に理解され、そこに堀裕氏をはじめ先行研究は「死穢」を強調してきた²¹。しかし「如在之儀」の本質は「先帝が生存しているうちに讓位されたと擬装する」室礼の謂いで、『古事類苑』『帝室制度史』が分類するように皇位継承法「崩後の讓位」に他ならない。

井上正望氏による最新の研究は、「皇位の空白」という形で顕在化する天皇の個人的側面（生身の人間としての個性）を「隠蔽」し、絶対的たるべき側面（制度化・機関化された天皇位）から分離する（皇位継承法における）便法こそが「如在之儀」の本質であったと立論し

ている。十世紀前半には成立していた天皇不出御を「隠蔽」する儀礼「如在」²⁴を転用して、出家（花山天皇）や死（後一条天皇）という天皇不在を「隠蔽」、つまり天皇の絶対的側面の希薄化を否定する「目的」を達成するための「手段」に過ぎない。生死に関わらず「天皇の不在を隠蔽する」のが、この段階の「如在之儀」であつた。絶対的側面を持たない人物を扱ふ葬送作法「平生之儀」は、そもそも皇位継承と無関係である点において別物である。やがて十二世紀後半以降「天皇の死の否定」に特化されたことで「手段」から「目的」へと転換、結果論的に中世「不死の天皇」が成立、ここに「如在之儀」と「平生之儀」の混同が生じるといふ。

同論文は、天皇の個人的ペルソナと絶対的ペルソナという二面性の分化²⁵、つまり古代の天皇から中世的天皇への変遷過程について、天皇の「隠蔽」という観点から広汎に「如在」を考察したものであるから、儀礼上「ただ人」である上皇を論点から除外している。しかし、天皇を辞めて儀礼的制約から解放された意味では「凡人」²⁶「ただ人」の上皇も、政治的権能まで手放してはいないから院政が成立するのである。天皇を自律的に論ずるあまり、上皇によつて相対化される側面に注意が払われていない憾みがある。

【年表2】を見て頂こう。『帝王編年記』は一次史料ではないが、皇位継承の一般的で平均的な認識を通覧できる史籍である。同書は先帝から「讓位」されて皇太子（皇太弟）が「受禪」する形式こそ

が正統な皇位継承法であると認識しており、イレギュラーな場合を「踐祚・即位」と書き分けて峻別してある。つまり皇位継承の必須条件は受禪「讓位儀礼（讓位の宣命）」であり、劍璽渡御は結果であつた。²⁷後鳥羽（先帝は蒙塵）や後堀河（先帝は廃位）の登極を可能にしたのは、宣命の発給者たりえる後白河院や後高倉院の存在であつたから、むしろ「皇位の空白」は上皇不在において深刻に問題化する。実際「崩後の讓位」（＝如在之儀）である後一条「長元例」・後冷泉「治暦例」・四条「仁治例」は、みな天皇死去時に上皇不在の事例である。

四条天皇の喪葬は、『後中記』資頼卿記に「長元例に准じて」と明記されており、『五代帝王物語』四条院崩御事は閑院の御簾を下した室礼を正しく「如在之儀」と記録している（これを『御葬礼記』仁治度四条院は「如法内儀」と誤写）。『百鍊抄』の一箇所のみが糸毛車に左右大臣（外戚の二条良実・一条実経）以下の供奉する葬送儀礼に掛けて「如在之儀」の語彙を出すからといって井上説「如在之儀は十二世紀のうちに変質したことが想定できる」とはならない。

（後嵯峨天皇への相統「崩後の讓位」）

仁治三年（一二四二）正月九日の四条天皇の死去がまさに「如在之儀」であるから、後嵯峨天皇の踐祚は、四条天皇からの「崩後の讓位」である。しかも後高倉院統の皇室御領は、式乾門院利子内親王

年表2 皇位継承と「如在之儀」関係年表

「如在の儀」=上皇不在時における緊急避難「崩後の譲位」

即位者	即位事由の発生	『帝王編年記』	摘要
光仁天皇	称徳 770 崩御	立太子同日踐祚	先帝遺宣・偽作宣命語（『紀略』）
桓武天皇	光仁 781 譲位	皇太子・受禪	
平城天皇	桓武 806 崩御	皇太子・即位	璽并劍櫃奉東宮（『後紀』）
嵯峨天皇	平城 809 禪位	皇太弟・受禪	
淳和天皇	嵯峨 823 譲位	皇太弟・受禪	
仁明天皇	淳和 833 譲位	皇太子・受禪	○嵯峨 842 崩御=上皇「ただ人」化の画期
文徳天皇	仁明 850 出家崩御	皇太子・踐祚	左右大臣諸卿以下獻天子神璽（『実録』）
清和天皇	文徳 858 崩御	皇太子・受禪	帝病弥劇、言語不通。令草詔書（『実録』）
陽成天皇	清和 876 譲位	皇太子・受禪	
光孝天皇	陽成 884 令避帝位	受禪	○藤原仲平 884 薨去「平生之儀」
宇多天皇	光孝 887 崩御	立太子同日即位	詔為親王、立為皇太子、即日受天祚（『紀略』）
醍醐天皇	宇多 897 譲位	皇太子・受禪	
朱雀院	醍醐 930 譲位崩御	皇太子・受禪	
村上天皇	朱雀 946 譲位	皇太弟・受禪	
冷泉院	村上 967 崩御	皇太子・踐祚	奉璽劍於皇太子直曹（『紀略』）
円融院	冷泉 969 譲位	皇太弟・受禪	
華山院	円融 984 譲位	皇太子・受禪	
一条院	花山 986 偷出出家	皇太子・踐祚	令書「授位之宣命」尤可有如在礼（『為房卿記』） 偷出禁中、奉劍璽於新皇。翌日、行先帝譲位之礼（『紀略』） 〈冷泉上皇は 1011 まで在世〉
三条院	一条 1011 譲位崩御	皇太子・受禪	
後一条	三条 1016 譲位	皇太子・受禪	
後朱雀院	後一条 1036 崩御 〈長元例〉	皇太子・受禪	依有遺詔、暫秘喪事、以如在之儀。譲位皇太弟（『紀略』） 三条上皇 1017 崩【上皇不在】
後冷泉院	後朱雀 1045 遜位崩御	皇太子・受禪	
後三条院	後冷泉 1068 崩御 〈治暦例〉	皇太弟・踐祚	如在礼也（『百鍊抄』） 大略如御譲位（『本朝世記』） 太上皇無之『帝王編年記』【上皇不在】
白河院	後三条 1072 遜位	皇太子・受禪	
堀河院	白河 1086 譲位	皇太子・受禪	
鳥羽院	堀河 1107 崩御 〈嘉承例〉	皇太子・踐祚	時人云、尚以如在之礼、可行譲位之儀歟（『為房卿記』） 〈白河法皇は 1129 まで在世〉
崇徳院	鳥羽 1123 譲位	皇太子・受禪	
近衛院	崇徳 1141 譲位	皇太弟・受禪	
後白河院	近衛 1155 崩御	無 ・踐祚	皇太子無之『帝王編年記』〈鳥羽法皇は 1156 まで在世〉
二条院	後白河 1158 譲位	皇太子・受禪	
六条院	二条 1165 譲位	立太子・受禪	
高倉院	六条 1168 譲位於叔父	皇太子・即位	〈後白河院の院政再開〉
安徳天皇	高倉 1180 譲位	皇太子・受禪	
後鳥羽院	安徳 1183 蒙塵	立太子并受禪	奉法皇詔、伝国宣命（『百鍊抄』）
土御門院	後鳥羽 1198 譲位	・受禪	
順徳院	土御門 1210 譲位	皇太弟・受禪	
後廢帝（仲恭）	順徳 1220 譲位	皇太子・受禪	
後堀河院	仲恭 1221 廢位	・踐祚	後高倉院 1221 奉太上法皇尊号『帝王編年記』
四条院	後堀河 1232 譲位	皇太子・受禪	後高倉院 1223 崩
後嵯峨院	四条 1242 崩御 〈仁治例〉	・踐祚	四条院凶礼也。出御、糸毛車。如在之儀也（『百鍊抄』） 後堀河院 1234 崩【上皇不在】

(四条天皇の准母皇后宮³²)の相続分「金剛勝院領・六条院領・七条院領・後高倉院法華堂領³³」、安嘉門院邦子内親王(後堀河天皇の准母皇后宮³⁴)の相続分「八条女院領」をあわせて姪の室町院暉子内親王³⁵が伝領しており、この室町院を准母立后して邦仁王が踐祚した蓋然性も想定される。つまり准母「室町院」と後宮「神仙門院」³⁶とを通じた後高倉院統を擬制的血族と見做した後嵯峨朝によって、(累代の後院「高陽院」焼亡後の院御所として)後高倉院ゆかりの持明院殿が相続されたわけである。以下の二寺院が天皇家の追善仏事に深く関与するのは、かかる後院としての「本所」持明院殿の後継施設としての由緒を主張してのことである。

〈持明院御所の持仏堂「安樂光院」九体阿弥陀堂〉

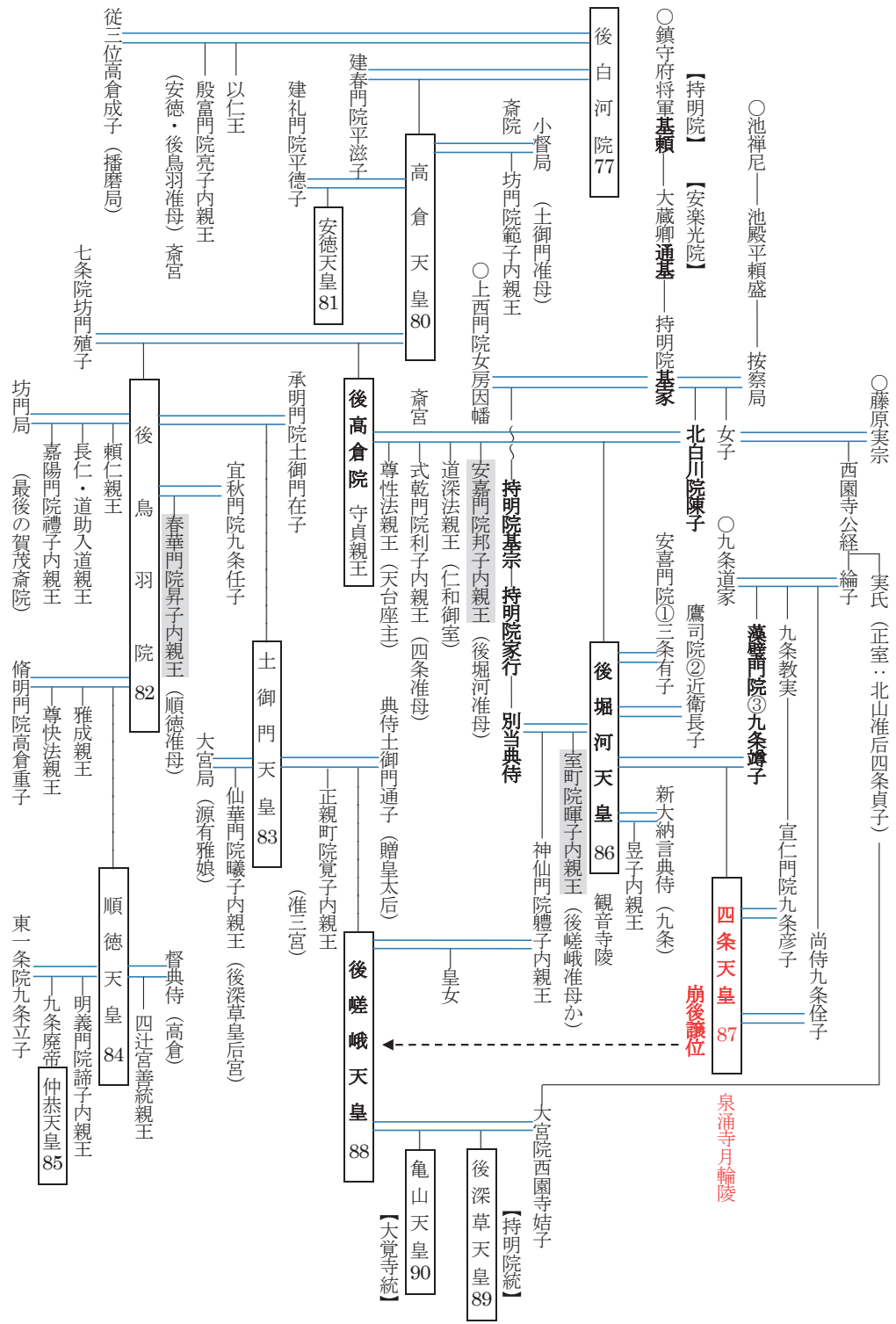
持明院殿とは、鎮守府將軍・藤原基頼の邸宅(六町余)を康和三年(一一〇二)³⁸に寺院化して家名としたもので、子息の大藏卿通基が九体阿弥陀堂「安樂光院」を大治五年(一一三〇)に建立供養したのに始原する(『安樂光院行事』群書類従第二十四輯・『尊卑分脈』基頼条³⁹)。持明院基家の娘・北白川院陳子⁴⁰を妃とした後高倉院(守貞入道親王)の院御所となり、やがて持明院統の「本所」となった邸第である(京都市上京区安樂小路町の光照院の地・『山州名跡志』卷之二十一)。徳治二年(一一三〇七)十月三日には持明院殿「安樂光院」の鎮守社(賀茂・春日若宮・貴布祢等宮)の正遷宮したことが見えるも、正平八年・

文和二年(一一三三三)二月四日深夜に隨身所が放火されて持明院殿は焼亡終焉する(『統史愚抄』)。

一時荒廃した安樂光院は延文三年(一一五八)、事実上の北朝「治天の君」広義門院西園寺寧子の院宣により誠蓮房上人(藤原俊経)が入寺して北京律で中興⁴¹、応安七年(一一七四)二月二日の後光厳上皇の葬送を泉涌寺と共同執行している。その拾骨は深草法華堂の他にも安樂光院に分骨され(『中原帥夏記』)、位牌と共に安置されたという(『後深心院関白記』)。

同月十五日に前関白・近衛道嗣(一一三三二〜一一三八七)は安樂光院を参詣、ここで旧院つまり後光厳上皇の「御遺骨(管)に入れ、綾を以てこれを裹む」と「御位牌(原文「御位配」)を自撃したと日記『愚管記』(『後深心院記』)に記録している。安樂光院長老の見月上人(曇淨)は、関白道嗣の正室とは兄弟姉妹にあたる。三月十八日の七々日仏事「曼荼羅供」を理性院の宗助僧正(一一三四七〜一四一八)が旧院御所「柳原殿」で厳修しているように(『応安七年曼荼羅供見聞略記』統群書類従第二十六輯下)、院御所における中陰仏事はいまだ顕密僧の担当である⁴²。後述する後光厳上皇の喪葬儀礼「応安例」に見るように、かれら北京律(泉涌寺の雲龍院・安樂光院)の律僧が伝播した宋風儀礼「位牌」の皇室祭祀への導入時期を示すのが、この「天皇の位牌」初見記事の本質である⁴³。

後土御門天皇の文明七年(一一四五)二月二十日に類焼で本尊の



系図1 後高倉院皇統と持明院家
 (アミカケは八条女院領の伝領者)

九体阿弥陀像を焼失、最終的には長享元年（一四八七）に焼亡して北朝前六代の天皇位牌を廃滅させる。⁴⁴寛永十一年（一六三四）に泉涌寺山内の頭塔として再興されて江戸期の天皇家喪葬に関与するも、明治維新で廃絶した（名義は来迎院に併合、跡地には善能寺が移転している）。安楽光院の旧本尊としては、悲田院に客仏として安置される快慶作「宝冠阿弥陀如来坐像」を候補にあげておく。⁴⁵

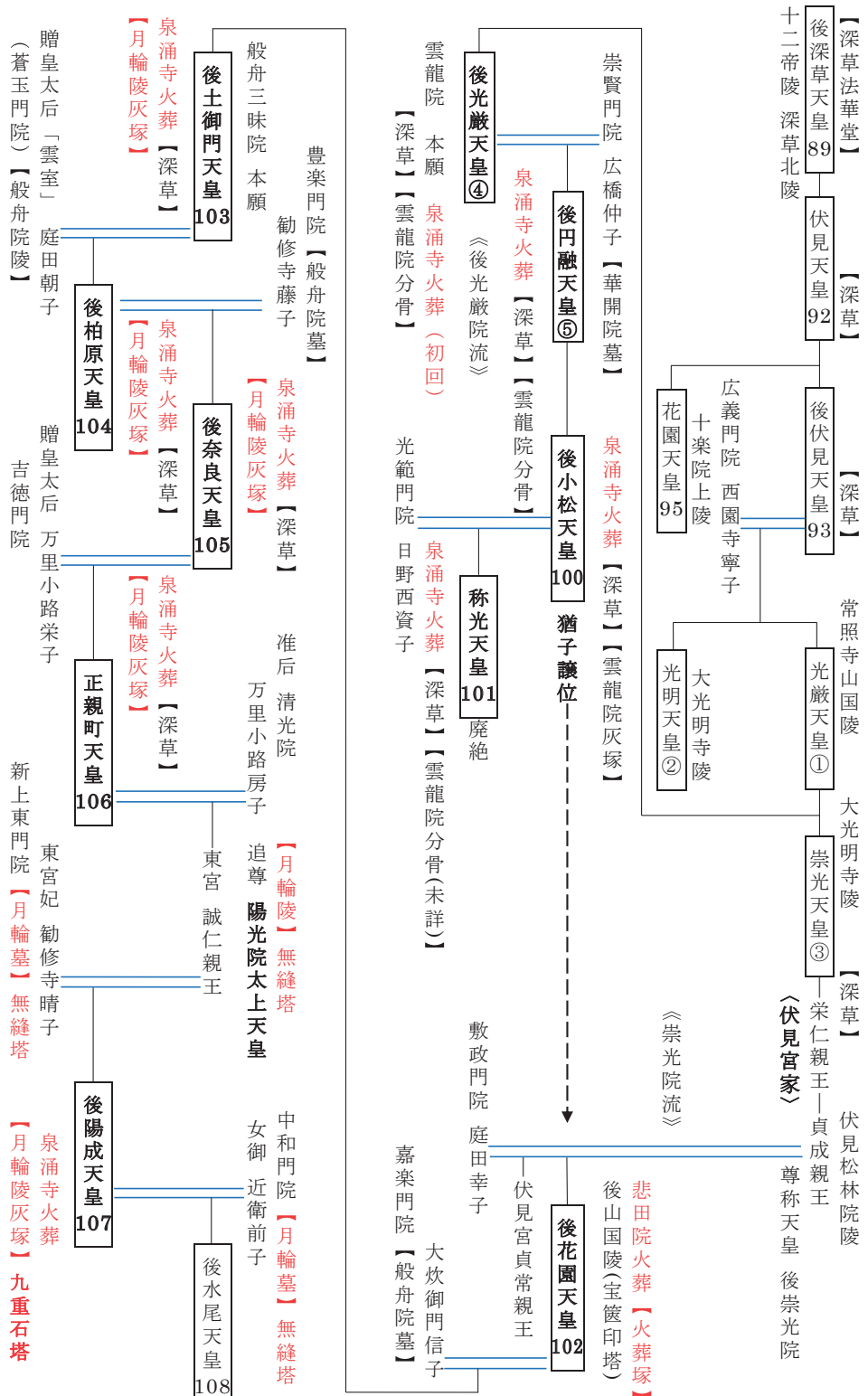
〈安楽行院〉法華堂と伏見御所「般舟三昧院」

藤原頼通の三男・橘俊綱の伏見荘「臥見亭」を起原とする後白河院「伏見離宮」は、宣陽門院「長講堂領」として後深草天皇まで伝領され、文和二年（一一三三）の「持明院殿」焼亡を受けて、以後この後深草院仙洞「伏見殿」が持明院統の「本所」となる。かねて持明院統の離宮「伏見殿」内に嘉元三年（一一〇五）、後深草上皇の葬堂「後深草院法華堂」が建立され前年の拾骨が納められた。これが安楽行院である。やがて泉涌寺での「火葬・拾骨」、深草法華堂「納骨」が北朝皇室の伝統を形成することになる。持明院殿「安楽光院」と伏見殿「安楽行院」はときに混同されるが、『お湯殿の上の日記』が両者を書き分けているように、⁴⁶別寺であつて後身関係にもない。よく似た名称でも、安楽光は浄土教用語だから阿弥陀堂、安楽行は妙法蓮華経安楽行品に典拠するから法華堂の寺号にこそ相応しい。

大覚寺統では後嵯峨院「浄金剛院法華堂」・亀山院「同法華堂」・後宇多院「蓮華峯寺八角円堂」と個別の葬堂を建築したのに対して、この後深草院「安楽行院法華堂」を通用してゆくのが持明院統の（とくに後光厳院流が固執した）納骨の慣例となる。

文明十一年（一四七九）、安楽行院をふくむ伏見殿を後土御門天皇が勅願寺に改めたのが、旧称「舟戸御所」（『山城志』）から命名された般舟三昧院である。後光厳院流の泉涌寺別院「雲龍院」に対抗して、（後花園を継いだ後土御門の意識として）崇光院流の新たな菩提所が志向されたとみられる。⁴⁷実際、長享二年（一四八八）四月二十八日死去の嘉楽門院（後土御門の生母）葬送を伏見「般舟三昧院」における天皇家喪葬の始行として（『親長卿記』）、延徳四年（一四九二）の庭田朝子（後柏原の生母）葬送と中陰仏事（『為学卿記』）、明応九年（一五〇〇）四月の嘉楽門院の十三回忌（『和長卿記』）、同年十一月の後土御門天皇の葬送儀礼（この時の『和長卿記』割註が安楽行院の初見記事）に伏見「般舟三昧院」が特化され、やがて天皇家の追善行事（中陰仏事・回忌法要）の主導権をめぐり泉涌寺と競合して紛争化する。⁴⁸

もともと中陰仏事とは顕密僧が「院御所」や「葬家」（「如在之儀」で院御所に擬して指定された臣下邸）で営むもので、この伏見殿Ⅱ安楽行院に継承された「後院（本所）」的な性質を理由に（とくに後院・持明院殿Ⅱ安楽光院の廃絶という状況下において）違例である寺院開催が合理化されたわけである。かかる由来は『般舟三昧院記』（群書類



系図2 北朝皇室と陵墓の変遷 (十二帝陵から泉涌寺へ)

従第二十四輯)に「毎事禁中に横せらるる故、法会は皆准御齋会なり」と主張されることになる。¹⁸⁾

文禄四年(一五九五)、豊臣秀吉が伏見指月城を建設するために般舟三昧院を陵墓ごと上京西陣に移転(現在の嘉楽中学校敷地)、伏見には深草法華堂だけが残され、般舟院末寺として存続する(『山州名跡志』)。元和三年(一六一七)の後陽成天皇の葬送儀礼では、黎明期の徳川幕府は旧例を勘考して泉涌寺「火葬・拾骨」・深草「納骨」¹⁹⁾方式を墨守(『皇年私記』『統史愚抄』)、南光坊天海を導師とする追善仏事の会場となった上京移転「般舟院」も、この頃までに天台系兼学寺院として寺観が整備されたらしい。

(二) 月輪陵墓と十六観堂院の關係

〈泉涌寺創建伽藍の基本設計〉

天皇喪葬の儀礼空間として、泉涌寺創建伽藍の構造を把握しておく必要がある。まず太田博太郎『寺社建築の研究』に文献的考証は尽くされており、²⁰⁾地政学的には西田直二郎「法性寺旧領地域と現状の対応図(正安年中注進古図による)」が基本となる。²¹⁾これら先行研究に依拠しながら、古伽藍図の情報と並行文献(『造泉涌寺勸縁疏』『泉涌寺殿堂房寮式目』『造東林十六観堂勸進疏』『不可棄法師伝』『南山北義見聞』)を対応一覧表【表1】に整理しておいたので伽藍復元図

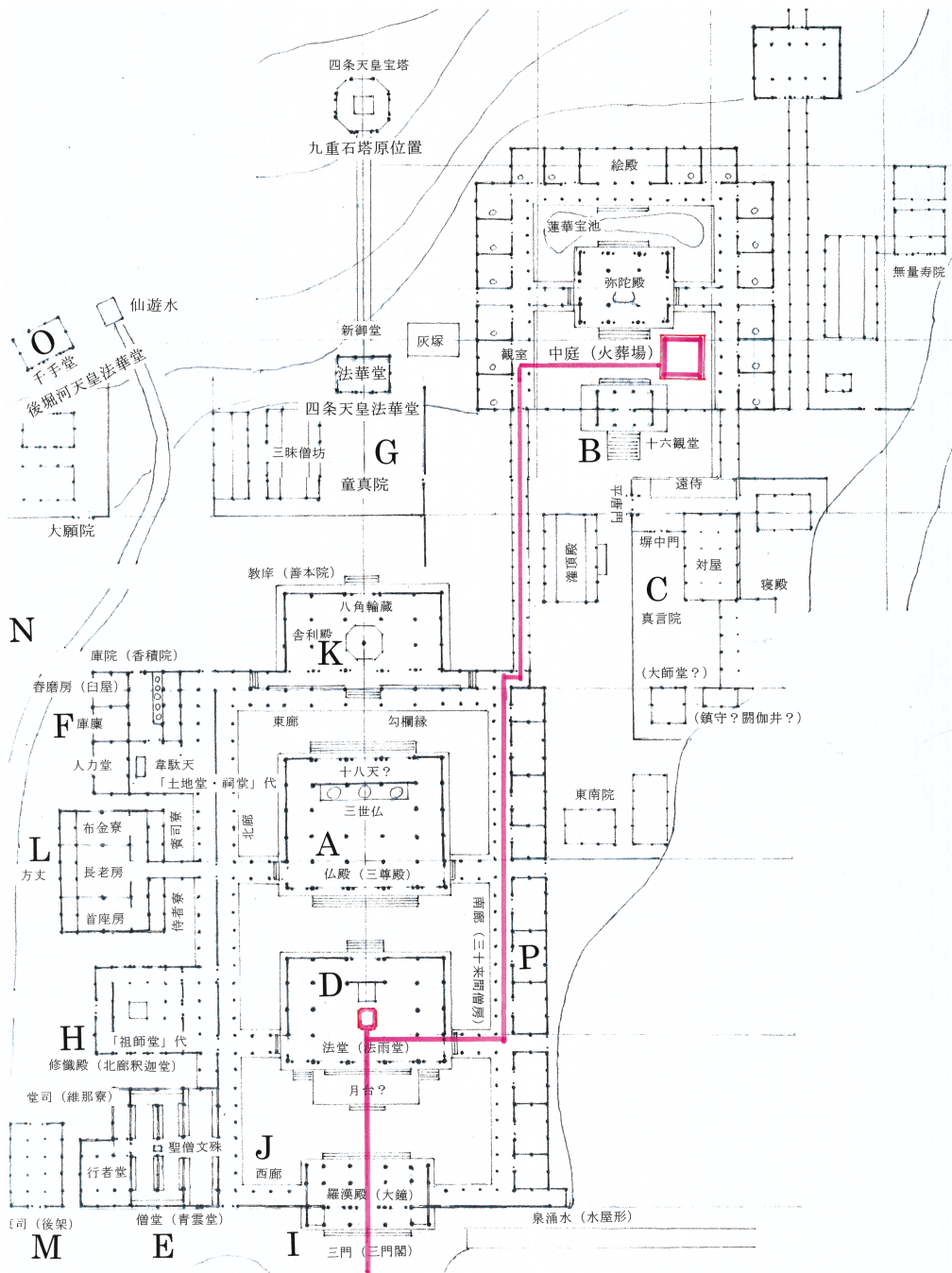
【図版1】と併覧されたい。

観音寺大路を北辺とした一〇〇丈四方を寺地、それを南北二分する東西線が「創建伽藍」中心軸であることは現状も変わらない。その中央部に主要伽藍が南北二〇丈・東西三〇丈規模の回廊で区画されており、西表から「三門(三門閣) I」「法堂(法雨堂) D」「仏殿(三尊殿) A」「善本院(舍利殿) K」が中軸上に並び、「回廊 J」で連結されて「目」字状を呈している。南回廊は「三十来間僧房 P」を兼ね、北回廊には西から「僧堂(青雲堂) E」「修懺殿(釈迦堂) H」「方丈 L」「庫院(香積院) F」が並び、右後方(現在の月輪陵墓の所在地)に「十六観堂院 B」という別区画が見える。

〈十六観堂院の特殊構造〉

泉涌寺開山の俊苒律師によつて建保三年(一二二五)八月撰上された『造東林十六観堂勸進疏』は、中国浄土教「十六観堂」を南宋寺院から初導入する企図であつた。古伽藍図によれば弥陀殿は、桁行柱間三間、梁行柱間三間、組物は詰組で寄棟造の本瓦葺、宋代仏堂らしい外観である。これを中心に十六禪室(各室に阿弥陀如来「三尺立像」²²⁾を安置)を回廊とする一院である。月翁智鏡「観堂長期修懺規式」の建長二年(一二五〇)には機能していた建築空間である(文献的には「十六観堂」であるが、その建築空間を「十六観堂院」と本稿では表現する)。

『造観堂疏』『宝殿の後に池を鑿つ』、『殿堂式目』『前に蓮池を鑿ち



図版1 泉涌寺創建伽藍の想定復元図案

表1 『東山泉涌律寺図（古伽藍図）』と並行史料との対応整理一覧表

勸縁疏	古伽藍図	『式日』	『殿堂房寮式日』附則	その他の諸記録
三門 I (羅漢殿)	三門	三門閣	顯二金剛神之衛護也。 (→鐘樓)	『再興日記』 羅漢木像六軀 (古山門)
兩廊 J		P 三十來 間僧房	右僧房者、十方雲会之海衆、 差身学道処也。每房安二三、 令不修学退転之処也。	『薩戒記』西廊 『称光天皇御葬礼記』南廊 (南回廊を兼ねる)
法堂 D	法雨堂 (法雲堂)	講堂	右講堂者、兩半之布薩説戒、毎日之講經律 教、奉祝主上之法堂也。故謂之祝聖講堂也。 又於毎月朔望兩日、長老昇高座敬開經題、 奉祈皇帝万歳之講堂也。	→指図『南山北義見聞』 『不可棄法師伝』重閣講堂 嘉禄2年(1226)春末完成 『薩戒記』有二層、上奉安置 →楊柳觀音 円通閣『南山北義見聞』 『補陀海山円通宝閣』扁額
仏殿 A	三尊殿	大仏殿	右仏殿者、安置釈迦・弥陀・彌勒、三世之 教主。以為一寺崇仰之本尊也。日々三時、 修懺諷經、一月日之間、日々集衆、諷經持 咒開講、恭祝聖壽無疆、亦於此仏殿也。	→指図『南山北義見聞』 『薩戒記』 又此寺仏殿在如法堂之後。
教庠 K	善本院	法輪宝蔵	右輪蔵者、安置唐本一切經於八角輪層之 中、若有一転此蔵、則擬転読一切經一蔵也。 (→経蔵)	『造十六観堂勸進疏』 傍有教庠之護繩、正勉觀衆之怠慢、瞻觀 之者無不発心乎。 嘉禄3年(1227)春 完成? 『泉涌寺遺囑語文』
僧堂 E	清雲堂	僧堂	右僧堂者、僧衆毎日晨粥、午飯並在此喫 也。二時坐禪亦此修也。	→指図『南山北義見聞』
		行者堂 堂司	右奉事衆僧之童行、共住此処者也。 右維那之居処也。維那者、知一寺之僧、次 令安慰衆僧之人也。	→維那寮
H	修懺殿	祖師堂	右祖師堂者、天台九代之祖師、南山九代之 律祖、並安置此堂。修香火之礼、敬報祖德 者也。又值毎年祖講之日、広設齋会、用伸 礼供也。	『南山北義見聞私記』 以北廊釈迦堂擬祖堂
庫院 F	香積院	庫院堂	右知事為供衆、毎日設粥飯、執務世事処也。	
		〈韋天〉	此天殊有護持律範之願、大宋諸寺安置此 天、以為擁護佛法之大將軍者也。每月初二 日十六日、衆集此所、持諷消災陀羅尼等、 而祈除障安寧也。	→韋陀尊天
		祠堂	右崇檀越之靈祠、為香火廻向之処也。	→檀越の位牌所
		〈大帝〉	右大帝者、供給衆僧之神明、擁護伽藍之大 菩薩也。故大宋諸寺禪教律三寺、共崇此大 權為守護之神明也。每月初三日十七日、集 衆持諷祈禱之処也。	「土地堂諷誦文」伽藍神 (大帝)照烈大帝 (大權)大權修利菩薩 (韋陀尊天)→韋天 (訶利帝南) 稻荷女神 (摩訶迦羅) 監齋使者
		倉廩	右為供十方現前僧、納置常住之穀米等処也。	
		春磨房	右治穀之所也。	
		人力堂	右採柴作食之淨人、共住此処也。	
十六観堂 B	十六観堂	十六観院	右此院者、念仏三昧之寂室、深禪觀惠之道 場也。 中立弥陀殿、以為此之主尊、周有十六観、 以為行者之所居。每観安弥陀三尺之立像、 并有一人之行者、要期三年不出寺門。春秋 則六時修懺、四時坐禪、夏冬則三時修懺、 二時坐禪、隨時不退者也。 前鑿蓮池、表浄土之宝池、後崇聖像、祈行 法之堅固也。(委曲在十六観堂勸進疏)	『造十六観堂勸進疏』 隨室居乎一人之行者、而六時之経懺、四 時之繫念、未曾暫捨、每人克于三年之要 期、道場之為体、良以壯観哉。中構弥陀 宝殿、環有十六之観堂。宝殿之後、鑿 池栽蓮。 観堂之壁間有彩画、所以現金渠宝池於眼 前、表浄妙刹土於此処者也。 建長2年(1250)「観堂規式」

勸縁疏	古伽藍図	『式目』	『殿堂房寮式目』附則	その他の諸記録
(経蔵)	(経蔵)	教蔵	右教蔵者、安置大宋伝来律宗台教等之教乗、永備学道之亀鑑、為令法久住広答四恩也。(→教庫K)	
(鐘楼)	(鐘楼)	三門閣	今門閣上擬懸大鐘、即是者略別立鐘楼之意也。(→三門I)	
真言院C	灌頂院	真言院	右或長日修瑜伽法、或隨時受法灌頂等、並在此院可行者也。	→指図(金沢文庫資料)
方丈L	方丈	方丈	右方丈者、長老主人之居処也。或亦謂之函丈	承久3年(1221)までに竣工 「清衆規式追録」 『薩戒記』至方丈調長老
		首座寮	右除長老外、任為衆首之居処也。首座之位、居衆僧之首、而代長老為衆開導者也。	
		侍者寮	右侍者寮者、常事長老、不離左右者之居処也。	
		賓司	右知客之居処也。知客者、接遠近之人也。	
		布金	右布金者、貴族高官之檀那若入寺、則令安下此処也。	
M	東司	後架	又云東司。右後架者、衆僧上厠盆土洗淨之処也。	
N	浴室	門外温室	右温室者、聖凡沐浴之所、常途則雖置浴室於門内、今此寺門内狹窄故、安浴室於門外者也。	
(千手堂)	大願院O			本願院か
(法華堂)	(宝塔) 童真院G			『九条道家処分状』 四條院新御堂

後に聖像を崇む」と一見矛盾するのは、弥陀殿が後向きだからである。つまり重源が建久八年(一一九七)に造営した浄土寺浄土堂のように、逆手の阿弥陀如来が東庭の池に面して東向きに立ち、後戸の西庭を隔てた西門から夕日が差し込む設計であろう。

とくに弥陀殿「後戸」は、南山道宣撰『四分律行事鈔』瞻病送終篇では臨終行儀の空間である(同書「安置処所」には臨終間際の病人を仏像の背後に寝かせる⁽⁵⁴⁾)。つまり後戸西庭が亡僧の葬送空間と看做されたようで、これが準用された天皇喪葬において十六観堂院「中庭(後戸の西庭)」が茶毘所として特化された空間になるのである。上皇は「平生之儀」により、在位の天皇も「如之儀」で讓位後の上皇に擬制され、生きている上皇の泉涌寺御幸として葬送儀礼は演出され、賓客の訪問を迎えるかのように「法堂」で饗応された後、宝龕(棺)は茶毘所「中庭」に導かれるわけである。

(四) 泉涌寺における葬送儀礼の実態

〈中世葬送における僧俗分業〉

大石雅章氏によれば、中世前期の葬送では、俗人(公家では家司など親昵な人々、王家では近習)が遺骸・遺骨に触れる儀礼を行い、顕密僧(顕教・密教の中核的寺院に所属する僧綱所の官僧)が呪的職分「導師呪願の儀」を担当する分業体制であった。延文二年(一三五七)広義門院西園寺寧子の喪葬を画期として、中世後期には「一向

僧沙汰」(『師守記』)と言われる禅律念仏僧(禅師・律師・聖などの非官僧)による葬送の請負体制が成立したとされる⁽⁵⁵⁾。島津毅氏によれば、実際には入棺などを禅律僧が、相統慣行に関わる下火・拾骨は俗人親族が分担するから、重層的な運営体制である⁽⁵⁶⁾。かかる分業体制の変化は、触穢を忌避した頭密僧が喪葬から離脱したことに原因が求められてきた。しかし頭密僧も依然として中陰仏事(葬家における御前僧・護摩衆による籠僧も触穢の対象)は継続しているから、触穢とは分離して説明されるべき問題である。

授戒により結ばれた師檀関係、もしくは近習層の遁世僧化も「一向僧沙汰」の背景には実例があり、宋代仏教から継受した亡僧作法が「出家した上皇」に準用された事情もある。実際、嘉元二年(一三〇四)『後深草院崩御記』(史料纂集『公衡公記』)まで頭密僧が担当していた「導師呪願の儀」は、嘉元三年(一三〇五)の『亀山院崩御記』(群書類従第二十九輯・文保元年(一三一七)の『伏見上皇御中陰記』(同上)では浄金剛院僧衆(浄土僧⁽⁵⁷⁾)に交替している。これが泉涌寺律僧の役割となるのは、安楽光院の曇淨(洞院公為)を介してのことである(応安七年(一三七四)の後光厳上皇の喪葬「応安例」を画期とする⁽⁵⁸⁾)。一方、將軍家では応永十五年(一四〇八)の足利義満の葬送で五山禅寺(幕府指定の新官寺制度「五山十刹」)に収斂されてゆく(『鹿苑院殿葬記』同上)。

〈山作所作法から龕前堂・山頭儀礼へ〉

火葬塚の慣習もあるので、土葬に限らず葬儀場を「山作所」と称する。二重区画の構造で、荒垣は三十六丈四方、内垣は二十四丈四方、垣内には白砂が敷かれ、南面して内外の鳥居門を開いている。外門を入った西腋の四間平屋が「葬場殿」、内院中央に「竈所(火屋)」が建設されている(後一条天皇の長元例『類聚雜例』同上)。天皇葬送儀礼は、この火葬儀「長元例」が踏襲されていく。葬場殿を「清庭御所」、火屋を「貴所屋」と呼ぶのは、あえて触穢を憚った忌詞の類であろう。垣外の七丈幅に控えている頭密僧(御前僧)は、棺の発車・着到などの要所で「導師呪願の儀」を奉仕していた。初期仏教の律典『根本説一切有部毘奈耶雜事』が規定した亡僧作法「呪願」であつて、いわゆる引導作法に展開する未然状態である⁽⁵⁹⁾。

やがて禅律僧は、かかる儀礼空間を大枠で継承しながら、これを宋風な禅律様式に変容させるわけである。法堂を葬場殿(着到殿)にあてた「龕前堂儀礼」、貴所屋(火葬場)における「山頭儀礼」がそれである。

〈十六観堂院中庭での火葬儀礼〉

応安七年(一三七四)二月二日の後光厳上皇の喪葬を画期として、泉涌寺創建伽藍を儀礼空間とする天皇葬送儀礼が、後円融・称光・後小松と北朝四代の常例となる⁽⁶⁰⁾。ただし中陰仏事は、いまだ頭密僧

による籠僧体制（護持僧体制とほぼ同じ寺院構成）が共存している（『後光厳院御中陰以下御仏事記』同上）。

そこで応安度の葬送儀礼を「伽藍復元図」に沿って詳細に見てみよう。本文は『凶事部類』（統群書類従第三十三輯下）に依拠し、『明応凶事記』（同上）・『称光天皇御葬礼記』（泉涌寺文書資料篇翻刻二九号）を参照して括弧内に用語を補足してある。

○泉涌寺の儀式。御車を大門より入て法堂の前に寄。法堂の仏前に置いて供具を供ふ。鐘鼓をうけ蠟燭を数しれずともす。昼のごとし。御前に御位牌を立。供具の上に錦（錦蓋）をかざる。玉の御輿（宝龕）をすゑ、四方に錦の旗（錦幡）を立。御車に安楽光院僧二人参せらる。さるほどに御車より錦にてつつみたる御桶（棺）をおろしたてまつりて、彼の御輿に入たてまつる。此の時は供奉の人々外に立給ふ。ひとへに今度は僧沙汰と也。

○さて両寺（泉涌寺・安楽光院）の長老、焼香して後、僧「疏」をよむ。大衆「楞嚴咒」一卷読終て、御輿を力者、昇たてまつる。衆僧六人左右の腋に参。光明真言也。歩儀の卿相雲客なくなく（泣々）御供申さる。南の廊下（南回廊）をへて（経て）彼（十六観堂院の中庭）火屋（貴所屋）へ入たてまつる。

○火屋には、まはりに（廻に）かりいがきをつみ（仮桧牆を築）其中に幔を引。火屋はうえ松皮也。御前に鳥居を立。御柵あり御

位牌を立。両の腋に大香炉に沈をたく（焚く）。すぐに穴に御棺を入たてまつりて御輿をばとりのけ、長老より（寄り）て又焼香して、薪に火をたい松（松明）にてつけられ給ぬ。その間又「楞嚴咒」一卷をはりて光明真言也。さて供奉の人々、火のもゆる程になくなく（泣々）かえられ（帰られ）けるにや。

○同三日、御骨を当寺の僧の沙汰にて拾たてまつる。藤中納言（忠光）、頸にかけて、深草の法華堂にをさめ（納め）て、なくな（泣々）京へぞ帰給ける。

死去の直前、泉涌寺長老で雲龍院開山の竹巖聖皐（二三二四〜一四〇二）を戒師に、安楽光院長老の見月房曇浄（一三二四〜一三七八）を剃手として落飾した後光厳上皇は、四条天皇を先例として泉涌寺に葬送された（『統史愚抄』）。葬車には「後乗僧」（曇浄長老）が陪乗、泉涌寺の大門を入り、葬車を法堂の基壇に寄せて棺を降ろす。須弥壇前の宝輿に棺を積み替える間、屏風を立てて遮蔽する。屏風を撤して九備菜（百味供）を供進、泉涌寺と安楽光院の長老が焼香礼拝する。宣疏おわれれば（以上「龕前堂儀礼」）宝輿を力者（三井寺力者、八瀬童子ではない）が奉昇、南回廊をへて葬場殿へ向かう。「十六観堂の中庭の前、右腋に其の輿を構え」（『称光天皇御葬礼記』）つまり観堂中庭の右側に輿舎が仮設されている。松皮葺で四柱の仮屋（火葬の煙が天上世界を汚さないように屋内で茶毘、簡略でも天幕で覆う）、

中には白塗の六角地⁽⁶⁶⁾が築かれている。周囲に荒垣を廻らし、四面の鳥居門に懸額、東から発心・修行・菩提・涅槃と金字で書く（金紙墨書を貼る）。宝輿は北面の涅槃門から入り、火炉を三匝してから棺のみを火炉に降ろす。この間、衆僧は光明真言を不断に唱え、「下火の儀」以降は楞嚴咒を諷経行道する（以上「山頭儀礼」）。

宝輿は八角葱花輦で、八面に唐錦を張り、四方に鳥居形が付き、白木の輦^(なぐさ)は生絹で包まれている。唐錦の大幡四基、龍頭に吊った天蓋も唐錦である。法堂から宝輿を昇出さんとする頃、火炉に据置く頃、火葬の煙が上がる頃の三度、三人の勅使が参向して凶事奉行と問答する。山作所御使は蔵人頭以下の三名、近世には葬場使・山頭使の二名になる。院執権の柳原忠光が奉行（忠光邸「柳原殿」は後光厳上皇崩御の「院御所」であり中陰仏事の会場「葬家」である）、拾骨および深草法華堂への納骨までを奉仕している。

つまり心安例とは、泉涌寺創建伽藍の法堂「龕前堂儀礼」、十六観堂院の中庭「山頭儀礼（火葬儀）く拾骨」、そして深草法華堂（安樂行院）「納骨」という三部構成であり（これに葬家や安樂光院での追善仏事も加わる）、以後これが北朝皇室（後光厳院流）の喪葬伝統を形成するのである。とくに注目すべきは「御柵あり御位牌を立て、両の腋に大香炉に沈を焚く」（『凶事部類』）とあるように、この火葬儀礼の祭祀対象として後光厳上皇の「御位牌」が立てられている事象である。

〈近世の龕前堂・山頭儀礼〉

泉涌寺文書『後水尾院御葬礼并御中陰記』（『泉涌寺史』資料篇・翻刻二三三三）・御一会史料「指図」（泉涌寺台帳番号G45-24・25）に依つて、近世「龕前堂・山頭儀礼」を図解しておこう。「龕前堂」の規模は桁行東西十一間・梁行南北五間、その西四間に葬車を引入れて棺を宝龕に積み替える。このとき勅使（葬場使・持明院中将基輔）が「唯今は何等の御事の候哉」と問い、凶事伝奏（清閑寺大納言熙房）が「唯今は靈柩を宝輿に移し奉る」と勅答する。惣柱二〇本（松木丸柱）は堀立、屋根は松皮葺、柱ごとに幡二旒、柱間に華鬘代を懸け、堂内四方に金欄水引を引廻らせる。中央机に位牌（第十七皇子・青蓮院宮尊証親王の染筆）を立て、左右の百味棚には盛物百三十合・九備菜百三十合が彩色を放ち、金燭台四十八本が昼間のごとく照らしている。「龕前堂儀礼」が終れば、讃頭が四智讃を発音、鉢を撞き大衆同音に光明真言を唱えて次第行列して出堂する。龕前堂から山頭場への行路には「筵道（三枚幅の薦筵）」上に「敷絹（五本幅の反物）」が敷設され、左右を燭台四〇〇本・大提灯一三〇・庭燎一〇余箇処が照らしている。

山頭場は東西五〇間・南北二五間、奥には荒垣（東西一三間・南北一五間）を廻立、四面に鳥居を開き（額字は同じく青蓮院宮染筆）、白綾幕（五幅）四張で引廻してある。その中に建てられた「山頭仮屋」三間四方を白綾幕（十三幅）で五間四方に引回してある。これが貴

所屋（火葬場）に相当する建物で、元来は火葬作法「山頭儀礼」のための施設であった。奠湯・奠茶の後、導師は「木鋤子」（土葬は「鋤子」・火葬は「秉炬」）を取って法語を唱える。最後に梵網經十重禁を誦経しおえて廻向文まで唱えると、勅使（山頭使・藏人卜部兼充）が「唯今は何等の御事の候哉」と問い凶事伝奏が（土葬だから）⁶⁷「唯今は掩土の事終ぬ」と勅答するので、ここで葬送儀礼は完了する。これ以後を密行と称して、棺を宝龕から「轅（手輿）」に移して鈍色を着た従僧十余人で担ぎ、廟所に到り石槨に密々に埋納する（廟所儀礼）。

〈位牌——宋礼祭祀の原理主義〉

後光厳院喪葬の応安七年（一三七四）から新待賢門院喪葬の安政三年（一八五六）まで、中世から近世に到る四八〇年間にわたって踏襲されたのが「龕前堂・山頭儀礼」である（実際には明治三十年の英照皇太后大喪儀まで龕前堂会場が踏襲されているから五二〇年間あまり）。その宋代仏教としての特徴は、位牌（『朱子家礼』木主）を祭祀対象とする朱子学的な原理主義である。龕前堂・行列・山頭場みな必ず「宝龕（魄）」の前面に例外なく「位牌（魂）」を立てる。

後水尾院の場合、延宝八年（一六八〇）八月十九日に死去、同二十二日に泉涌寺僧が入棺を勤仕、同二十九日から肖像画（御影）の靈明殿への掲揚が寺門伝奏の勸修寺家から指示され、本葬が閏八月八

日であった。「龕前堂・山頭儀礼」以後、位牌は「御法事堂（海会堂）」に立てられて中陰仏事の祭祀対象になるが、御影は靈明殿を動かさない（祀るべきは位牌の「魂」であって、肖像画もまた「魄」に過ぎない）。十月二十三日の石塔開眼供養では、先ず「廟所（魄）」で開眼作法、次に御法事堂「位牌（魂）」の前で梵網講讀を修している。同二十九日の百箇日を終えると、ようやく位牌は遷座式の形式をもつて靈明殿に移されるのである（『後水尾院御葬礼并御中陰記』）。

『淮南子』主術訓・許慎『説文解字』が陰陽二元論的に解釈した「魂・魄」は、『礼記』郊特性「魂気は天に帰り、形魄は地に帰る」を経由して祭祀論に応用されてゆく。形魄の留まる墳墓は本来的な祭祀対象ではなく（『漢官儀』・蔡邕『独断』「古は墓祭せず」）、魂気を憑依させた木主（位牌）を中心とした祠堂（宗廟）制が朱子学の祭祀プランとして規定されるのである。⁶⁸ここに古代の山陵祭祀とは異なる要素として、中世後期以降は宋礼を継受した「位牌」が祭祀主体として登場するわけである。泉涌寺「月輪陵墓（魄）」の成立に対応して、（中世天皇の葬堂・御影堂・納骨堂ではなく）新形式「位牌堂（魂）」が創建される理由は、こうした宋礼継受の二元論「魂・魄」まで遡及して考える必要があるだろう。やがて宮中三殿に（律令制の山陵祭祀には存在しなかった）皇靈殿が追加されるのも、その間における祭祀概念の変位、つまり近世靈明殿の創祀を遠因とするものである。⁶⁹

第二章 泉涌寺月輪陵の形成過程

(一) 北朝「茶毘所」旧跡の陵墓化

〈灰塚という形式の陵墓〉

北朝皇室の茶毘所「十六観堂院」中庭からは、南腋門を出れば丘陵上に北朝三代「雲龍院灰塚（小松谷称光廟所）」が、北腋門の外側には「後土御門帝以下の灰塚」が位置する。現行の灰塚・陵という陵墓管理上の区分について、両者を共に「廟」と呼称した近世人、つまり造築当時の感覚と乖離していた可能性を、的場匠平氏が指摘している。⁷⁰享保十七年（一七三三）靈元天皇陵の治定に関する「御廟所等図」（G43-5-1・2）によれば、後土御門「椿」・後柏原「椿」・後奈良「松」・正親町「椿」の植樹された四灰塚が一区を形成しており、これら戦国期天皇の灰塚が月輪陵に先行して存在していた。

〈四条院陵「宝塔」の類例〉

原初の四条天皇陵は月輪山中腹、現在の英照皇太后陵遙拝所のおたりに、おそらく木造宝塔を鞘堂として屋内に石造九重塔を築造していたと復元考証される。類例には親鸞（一一七三～一二六二）大谷廟堂の絵画史料があり、重文『善信上人絵（琳阿本）』（西本願寺蔵・詞書覚如筆・十四世紀）は、木造六角堂を鞘堂とした石造五輪塔（宝

幢の形式か）を描写しており、永仁三年（一二九五）の高田本（重文『善信聖人親鸞絵伝』専修寺蔵）では正面に影像を安置した詳細まで見える。鳥辺野の大谷墳墓を改葬して文永九年（一二七二）に吉水北辺に創建された大谷廟堂の、延慶二年（一三〇九）「唯善破却事件」以前の記録である。また、大覚寺殿（後宇多法皇の院御所）に建立した木造八角堂を鞘堂として屋内に石造五輪塔を安置していた後宇多院陵「蓮華峯寺八角円堂」の形式（大覚寺所蔵の国宝『後宇多天皇宸翰御手印遺告』建立蓮華峯寺縁起第十五）⁷¹も、四条院宝塔の参考資料である。

〈四条院陵「九重石塔」の移築再建〉

応仁二年（一四六八）八月二十六日「応仁の乱」で泉涌寺は全焼（『大乘院日記目録』、四条天皇陵（新御堂）も被災して焼損した九重石塔が崖下の灰塚近辺に石材を散乱させていたと思われる。文明二年（一四七〇）後花園喪葬の茶毘所に悲田院が代用されるほど泉涌寺は荒廃していた（『応仁記』『後花園天皇御葬送記』⁷²）。明応九年（一五〇〇）後土御門「明応例」を画期として、仮仏殿での「龕前堂儀礼」、山門（三門）跡の西南方向つまり雲龍院前の広場での仮設建物で代用された「山頭儀礼（火葬儀）」が後柏原・後奈良・正親町・後陽成まで式微五代の慣例を形成することになる（『明応凶事記』⁷³）。

元和三年（一六一七）九月二十日葬送の後陽成天皇「灰塚」は、は

じめて九重石塔の形式を採用する（十一月三日に塔供養・『代々先皇法語集』統群書類従第二十八輯下「後陽成院石塔供養」）。月輪陵域内における近世天皇石塔の初例である同塔の形態が、先行する四条陵の九重石塔に由来し、後光明陵以降の石塔形式に継承された可能性については、はやく和田軍一氏の指摘がある⁷⁴。だが、それよりもまず後陽成灰塚に模倣されるためには、四条陵石塔が移築再建されて同域内で規範性の高い建造物として認識されていたことが前提となる。

本稿は般舟三昧院との相論を背景として、この四条陵石塔が移築再建された蓋然性をもって、北朝「茶毘所」である十六観堂旧跡が、やがて月輪陵墓を形成する画期となったことを提起しておきたい。

つまり、寛元四年（一二四六）までに整備された四条天皇陵は、月輪山中腹を原位置とする「木造宝塔を輪堂とする九重石塔」が原初形態であった。「応仁の乱」で損壊した九重石塔の石材が崖下の灰塚近辺に散乱していたのを、明応九年（一五〇〇）後土御門天皇「明応例」から使用されなくなった北朝茶毘所「十六観堂院の中庭」の地下構造物（火葬炉）を再利用して移築再建されたのが四条陵石塔の現状と思われる、これが規範性の高い建造物として元和三年（一六一七）後陽成天皇「灰塚」に形式模倣されたと考証しておく。おそらく「十六観堂院の中庭」の両側に設置されていた火葬炉の位置が、現状では再建四条陵と後陽成「灰塚」に対応しているからである。

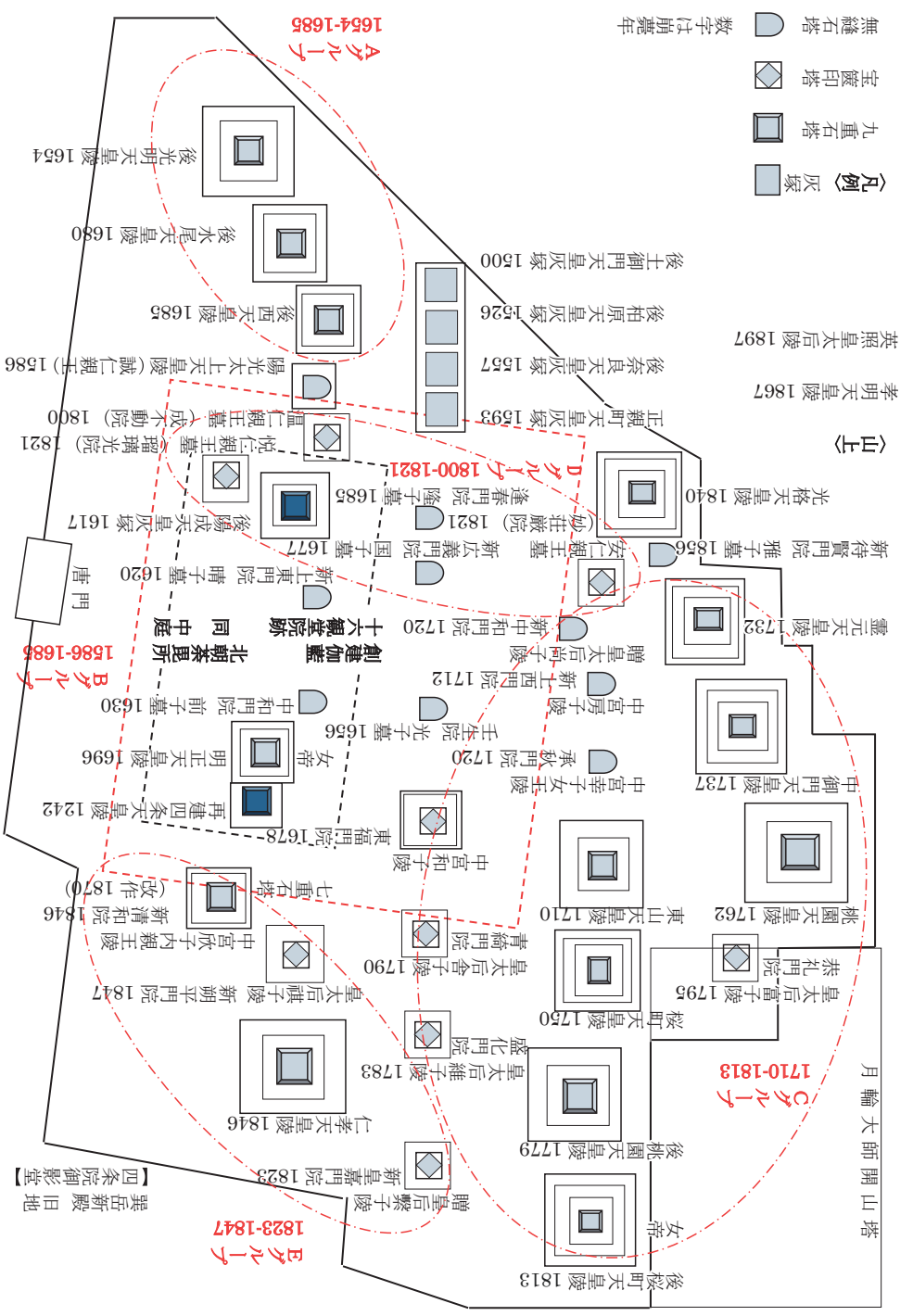
十六観堂院旧跡が月輪陵墓に相当する物証としては、宝永七年

（二七一〇）東山天皇陵の造成地から木造仏像一〇体が一括出土している（『統史愚抄』）。観堂十六室に各々三尺阿弥陀像が奉安されており、その焼損像の埋納坑からの出土と思われる。

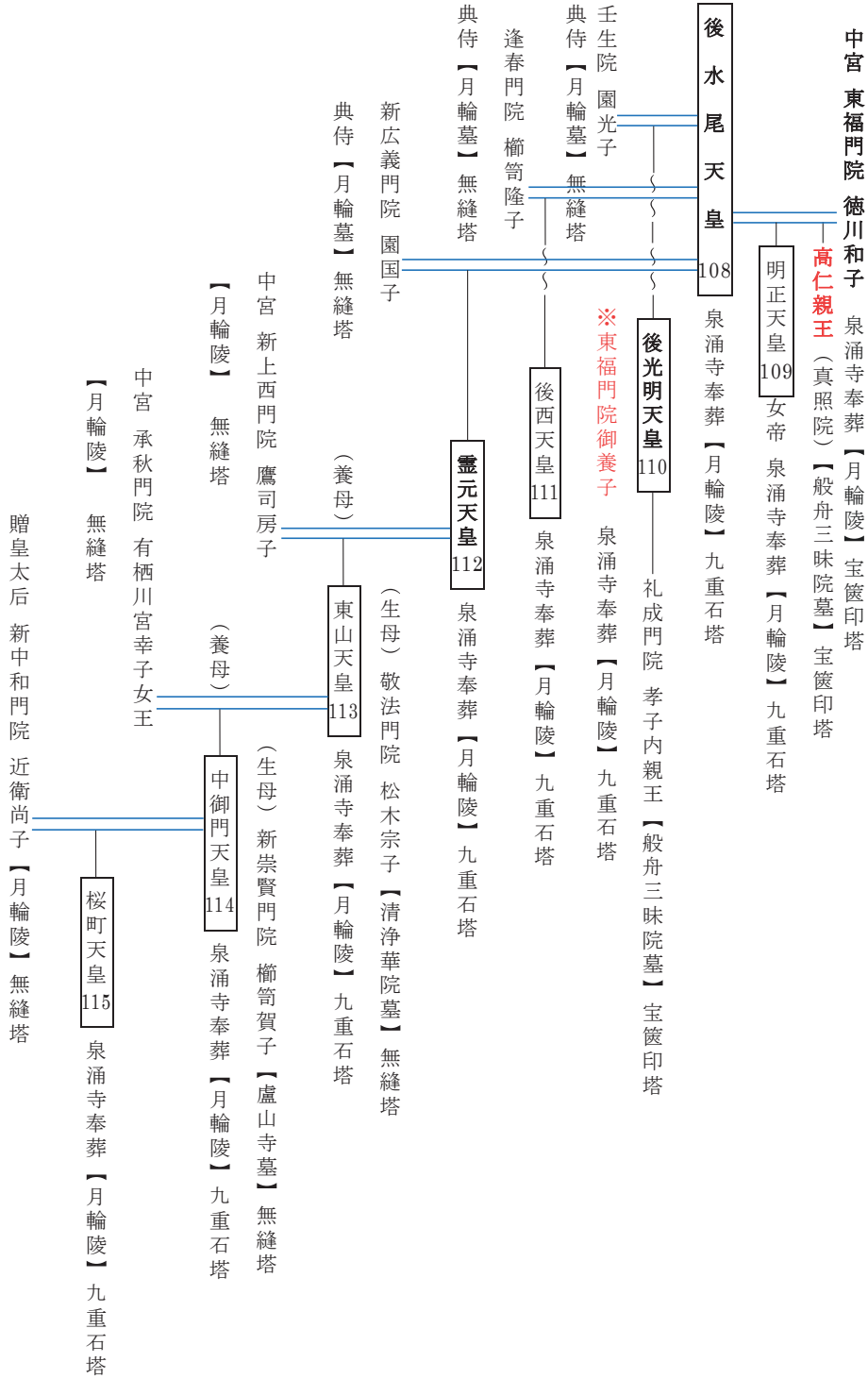
（二）泉涌寺陵墓の成立と御位牌堂「靈明殿」の創建
（後水尾院統の家族墓としての月輪陵）

承応三年（二六五四）十月十五日葬送の後光明天皇陵（十二月十四日「後光明天皇御尊影」開眼供養⁷⁵）、延宝八年（二六八〇）閏八月八日葬送の後水尾院陵、貞享二年（二六八五）三月七日葬送の後西院陵は、いずれも灰塚西側に外から順番に築造されている。十六観堂院旧跡を回避する特徴が、この江戸初期の三天皇陵に認められる。以下、十六観堂院旧跡を回避するものを「避観堂」、回避しないものを「非避観堂」と仮称する（【図版3】Aグループ 1684-1685「避観堂」）。

一方、延宝六年（二六七八）六月二十六日葬送の東福門院徳川和子陵、元禄九年（二六九六）十一月二十五日葬送の明正院陵は、反対に十六観堂院旧跡を回避しない。同様に明暦二年（二六五六）二月二十三日葬送の壬生院園光子墓（後光明の生母）、延宝五年（二六七七）七月十六日葬送の新広義門院園国子墓（靈元の生母）、貞享二年（一六八五）六月二日葬送の逢春門院櫛笥隆子墓（後西院の生母）も十六観堂院旧跡に築造されている。遡れば天正十四年（一五八六）八月十日葬送の誠仁親王（陽光院贈太上天皇）と元和六年（二六二〇）三



図版 3 四條天皇以下月輪陵の全域略図 (十六観聖院「中庭」旧跡) 二五陵・五灰塚・九墓



系図3 江戸時代の皇室と月輪陵墓 (泉涌寺陵墓の成立)

月十二日葬送の新上東門院勸修寺晴子の夫妻、元和三年（一六一七）九月二十日葬送の後陽成天皇と寛永七年（一六三〇）七月二十八日葬送の中和門院近衛前子の夫妻も同域に陵墓がある。⁷⁶つまり後水尾院統の先祖二代と後宮（嫡后と天皇生母）は、「家族墓」としての特異態を形成している【図版3】Bグループ Type 168「非避観堂」。幕府との血脈を誇示すべく東福門院陵と明正院陵が、移築再建された四条陵石塔の傍隣を占地しているのは優れてシンボリックな作為性といえよう。

〈天皇喪葬の儀礼的転換〉

「高仁親王事件」に発端して「後光明天皇葬送」に帰結する喪葬儀礼の転換については、おもに野村玄氏『日本近世国家の確立と天皇⁷⁷』に導かれて論述した拙稿「旧稿（補注2）」の要点を抄出しておく。

①寛永五年（一六二八）六月十一日、東福門院（徳川和子）所生の二品高仁親王^{すけひと}が三歳で夭折（真照院）、翌十二日に般舟院に直葬されると、その薄礼待遇が朝幕間で問題化する（野村『同』一四七〜一五六頁）。死穢に過敏な朝廷（しかも七歳以前に葬儀なし）と、朱子学（儒教には死穢観がない）の幕府とでは、三歳児の葬送について儀礼感覚を共有できるはずもない。妊娠中の中宮和子が九月二十八日に出産した皇子も、翌月六日に夭折して廬山寺に直葬される（光融院）。般

舟院や廬山寺に対して、幕府所司代が泉涌寺サイドに傾く心理的な遠因はここにある。

②この朝幕間の礼制問題は、承応三年（一六五四）後光明天皇喪葬に集約される（野村『同』二一六〜二二八頁）。同天皇が東福門院御養子として即位していたのを名分に天皇家の葬送儀礼に幕府が介入できなかったのは、元和三年（一六一七）後陽成天皇喪葬において黎明期幕府が旧例墨守に専心（野村『同』二一〇〜二一六頁）するほかなかつたのに比べて、すでに朝廷を圧倒していたからである。

③承応例（火葬儀「明応例」を実質的な土葬儀⁷⁸へと入句などを改編したもの）は、寛永寺などの將軍家葬法と均一化されたことを意味する。元来、原始仏教と相容れない先祖祭祀について、宋代仏教が儒仏習合⁷⁹して創案したのが「仏葬」「位牌」形式である。

④朱子学を応用して、泉涌寺「月輪陵墓」は（東山天皇以降）庶嫡身分を厳正化することで、般舟院・廬山寺等との差別化に成功する。実際、中陰仏事における般舟院の優位性も宝永期の東山天皇喪葬を画期として解消されている。⁸⁰

後桃園天皇の葬具に関する「御棺、今度は大略、朱子家礼に抛る（中略）蓋し是れ承応例か」（『柳沢紀光日記』）を明証として、後光明「承応例」以降の天皇喪葬は事実上『朱子家礼』が典拠となる。⁸¹従来、研究者の視点は「朝廷 vs 幕府」「火葬 vs 土葬」「般舟三昧院 vs 泉涌寺」の対立概念に立脚してきたが、この葬制改革の根本命題は

『朱子家礼』の採用にある。かかる実践的な朱子学の影響力を、近世史家は軽視してきた向きがある。⁽⁸³⁾ かねて中世後期「応安例」に受容されていた宋礼継受の位牌祭祀が、さらに近世初頭「承応例」において朱子説で増強されたわけである。

〈『朱子家礼』と「承応例」〉

朱子学とは、近世の東アジア世界を席卷した新儒教哲学である。契丹（遼）の外庄によつて中華ナシヨナリズムの醸成された北宋では、思想的に伝統回帰して新儒教・新道教が形成され、しかも「仏・儒・道」三教混交の傾向にあつた。⁽⁸⁴⁾ かかる宋学は、南宋の朱熹（一一三〇～一二〇〇）により大成、その実践書として広汎に受容された『朱子家礼』は、遅くとも室町中期には完本が伝来している。実際、吉田神道『唯一神道葬祭次第』も『家礼』喪礼篇の翻案にすぎないから、慶長四年（一五九九）秀吉「豊国廟」、元和二年（一六一六）家康「久能山東照宮」も「朱子の祠堂」が内実である。幕府の朱子学者であつた林羅山が、長男叔勝の葬儀を『朱子家礼』で行つたのが寛永六年（一六二九）、子息の林鷲峰が母堂の儒葬を記録した『泣血餘滴』二巻を著わしたのが明暦二年（一六五六）である。尾張藩主の徳川義直が寛永年間に孔子廟と祖廟をつくり、水戸藩主の徳川光圀も万治元年（一六五八）に正室泰姫、寛文元年（一六六一）に父頼房の儒葬を『朱子家礼』で行つてゐる。この二人自身も儒式土葬さ

れ祠廟に木主が祀られている。⁽⁸⁵⁾ かかる思想潮流の中、宮廷における『朱子家礼』受容が承応三年（一六五四）後光明天皇喪葬を画期とするのは合理的である。

この「承応例」は、寛文八年（一六六八）の式正「仏殿」再建前であるため仮設建物で挙行された。これが幕政下の規範とされたために、敢えて復興伽藍を使用しない仮設建物「龕前堂儀礼」「山頭儀礼（土葬儀）」、これに火葬場の役割を終えた十六観堂院旧跡を陵墓とした「廟所儀礼（実質的な埋葬）」を加えた三部構成が定着する。あたかも大嘗宮のように度毎に新設され撤却される葬場殿は、古代「殯宮」かのごとく明治以降の近代大喪儀にも踏襲されるわけで、その雛型は泉涌寺の宋風儀礼なのである。

〈寛文新造「靈明殿」の創祀〉

「応仁の乱」で創建伽藍を全焼した泉涌寺は、後水尾天皇の庇護、徳川將軍家の外護により慶長く寛文年間に寺容を恢復させる。泉涌寺所蔵「四条天皇御尊影（泉涌寺台帳番号 006）」裏書に依れば、新御堂本尊であつた御影が応仁の乱で焼失したらしく、四条天皇四〇〇回忌にあたる寛永十八年（一六四二）正月三日、中院通村（一五八八～一六五三）が勅許を得て「官庫本」（近似構図の『天子撰関御影』⁽⁸⁶⁾）の模写を奉納している。

この通村奉納「御影」とは別に、寛文七年（一六六七）七月に後水

尾法皇発願で七条仏師「康乗」(一六八九)が「四条院坐像」(泉涌寺台帳番号B223)を造願(四条天皇坐像「雛形裏銘墨書」)、同年十一月十九日に完成する(『泉涌寺再興日次記』泉涌寺文書「資料篇翻刻二二二号」:泉涌寺台帳番号E222)。改めて式正「宸儀」の造像が議論となつたのは、寛文六年(一六六六)十一月二十日に「御位牌堂(靈明殿)」が新築されたからで(『泉涌寺再興日次記』、『泉涌寺殿堂并什物式目』(泉涌寺文書「資料篇翻刻二三三号」:泉涌寺台帳番号E233・E23)に「寛文营造の大挙は、元と此殿に起こる」とあるように靈明殿(≡四条院御影堂「新御堂」の再建)が復興造営の発端であった。寛文八年(一六六八)十一月、幕府直営の再建工事「仏殿」が上棟して(奉行は京都所司代の牧野親成、大工は中井正知)、ここに慶長く寛文の復興事業が完遂された(「仏殿棟札銘」泉涌寺台帳番号F028)。

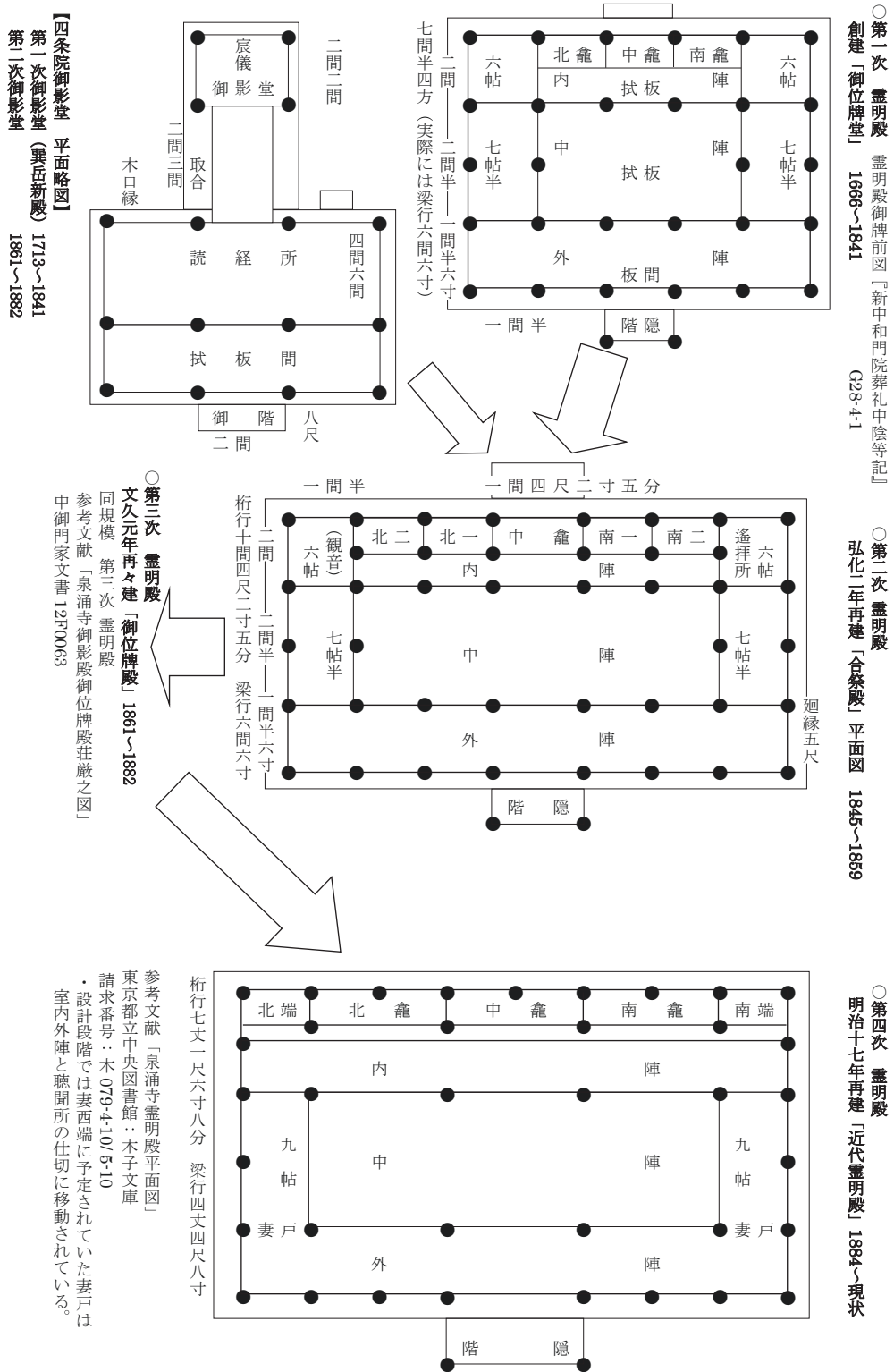
ところが正徳元年(一七一二)六月には東山天皇旧殿を拝領して「四条院御影堂」が別殿で復興(『続史愚抄』)、正徳三年(一七二三)三月九日に「宸儀」が遷座されて御位牌堂「靈明殿」から分離独立する。これが第一次四条院御影堂(巽岳新殿)である。つまり位牌「四条院尊儀(魂)」を御位牌堂に残留したまま、坐像「四条院宸儀(魄)」のみを放出するほどに、創建靈明殿が「位牌祭祀の空間」として精鋭化していたからである。承応三年(一六五四)後光明天皇喪葬から『朱子家礼』を典拠としたことで、寛文六年(一六六六)創建の後水尾院統「家廟」もまた朱子「祠堂」制を内実として展開し

てゆくのである。

〈後水尾院統の家廟「靈明殿」の成立〉

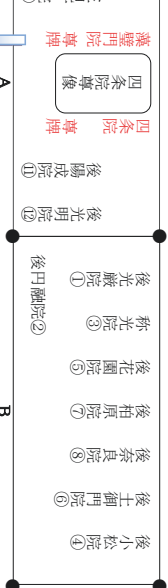
寛文六年新造「御位牌堂(靈明殿)」について『泉涌寺新伽藍絵図』(別所如閑筆・泉涌寺台帳番号C044)は、陵所に正中して正面柱間が五間、梁行柱間が三間(実際には柱間四間:『新中和門院尊儀御葬礼御中陰等記』所収「靈明殿御牌前図」泉涌寺台帳番号G284-1)、階隠向拝を附加した松皮葺殿舎を描写している。「七間半四方(約15m四方)」「泉涌寺再興日次記」という正方形の平面を内中外陣に三分して、はじめ内陣に「四条院の聖影」「先皇累葉の御位牌」が共存していた(『泉涌寺殿堂并什物式目』)。雲龍院蔵「泉涌寺絵図」によれば(正確には梁行は六間六寸)室中は拭板敷で、ただ内中陣の南北廂に六帖と七帖半の畳敷部屋(御聴聞所)がある。内陣の奥三間には造付の三厨子(右龕・中央龕・左龕)が三つの唐破風を見せている。これが後西院宸筆「靈明勅額」(泉涌寺台帳番号D227:「勅額題字」同E05)の懸額された創建靈明殿である。

創建靈明殿の内陣の様子を窺うことの出来る史料が、紀年闕「靈明殿内陣御尊牌配置図(切紙一紙)」「御一会史料:泉涌寺台帳番号G45-293)である。元文二年(一七三七)葬送の「中御門院尊儀」位牌の安置場所を「御治定」するために朝廷に提出された、当時現状「御位牌堂」指図に相当する(故に門院方が省略されている)。内陣の中央



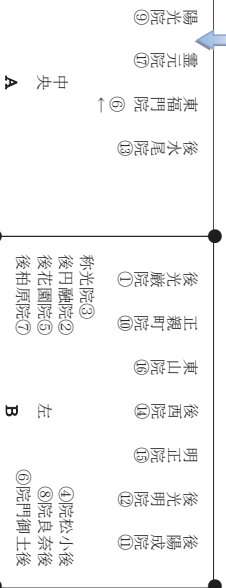
図版4 靈明殿の建物平面変遷図

創建「靈明殿」復元図



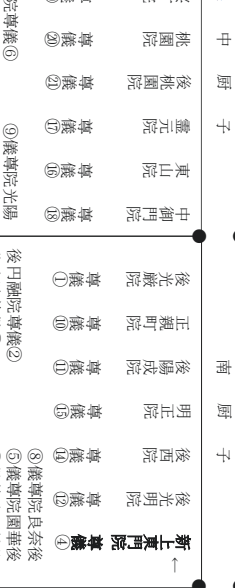
寛文六年1666

「靈明殿」復元図



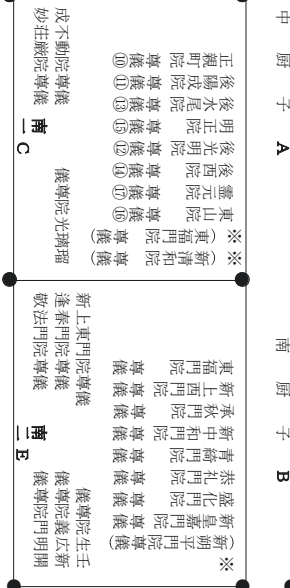
元文二年1737

「靈明殿」復元図



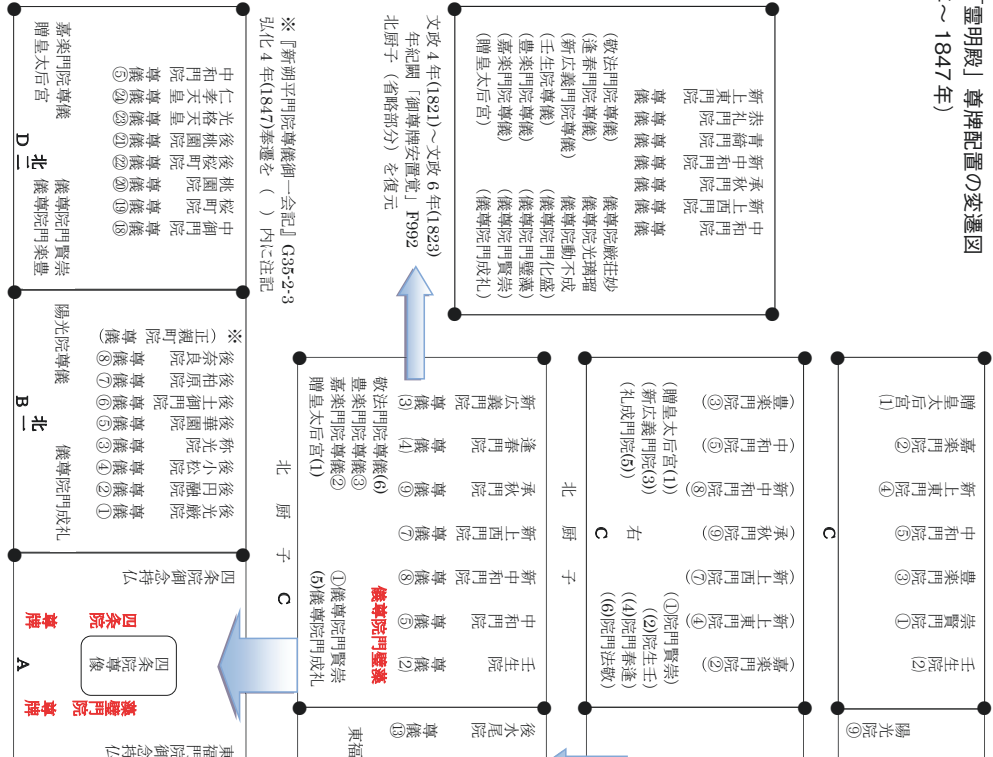
天明三年1783

「靈明殿」復元図



弘化三年1845

図版5 「靈明殿」尊牌配置の変遷図
(1666年～1847年)



厨子には始祖・陽光院誠仁親王、家祖・後水尾院と東福門院徳川和子の夫妻および靈元天皇の四位牌が安置されており、後水尾院統の「家廟」(「イエ」の祠堂)としての性格が指摘される。

《朱子家礼》と四代奉祀》

この四座を祭祀する礼制は、まさに『朱子家礼』巻第一「祠堂」である。典型的な宗族制度で「祠堂(家廟)」には四龕(四室)が並び、西側(右側・向かって左)から「高祖・曾祖父・祖父・父」の順番で四代の「木主(位牌)」を祀る。四代を超えた場合、始祖を残して「親の尽きた(遠い先祖)」から木主を撤去して繰り上げ、虚座となつた東側一龕に新たな木主を祀る(『家礼』巻第四「大祥」)。

国忌の加除は別の問題として、天皇の先祖祭祀に「毀廟」⁽⁹⁸⁾の概念はないから、四代を超えた位牌は廃祀せずに脇壇に移される。本史料(G45)が省略する北厨子「門院方」については補完史料がある。天明三年(一七八三)『盛化門院尊儀御一会之記』(泉涌寺台帳番号G31-1)である。これら位牌は、およそ死去の順に安置されているが、正位を七座に限るのは天子七廟説(『礼記』王制篇・春秋左氏伝⁽⁹⁹⁾)が念頭にあるのであろう。紀年闕「靈明殿内陣御尊牌配置図(折帳三紙紙縫綴)」(御一会史料・泉涌寺台帳番号G45-29-1)は、弘化三年(一八四六)葬送の「新清和院尊儀」位牌の安置場所を「御治定」するための当時現状「靈明殿」指図であるから、幕末頃の様子

も知ることが出来る。これら三史料を中心に比較した図版を用意したので、靈明殿の建築的変遷と併覽されたい(【図版4】【図版5】)。

「木主(位牌)」の起原は、象形文字「祖」に遡及する。許慎『説文解字』は会意兼形声に解して、「且」を「物を重ねた様子」と考えた。供物台上に祭肉が積み重なるイメージで、祭肉「胙」は神籬(神靈の憑代)である(『色葉字類抄』)。偏「示」(祭壇)が付加されて先祖を意味する「祖」字が形成されるが、原初形の甲骨文字・金文「且」を郭沫若『卜辞通纂』は男性生殖器と解釈した。⁽⁹¹⁾「リング」男根の崇拜は漢籍世界には見られないので、むしろ「且」は木主(位牌)であり、「祖」は宗廟のイメージであろう。

儒家では「古は墓(魄)を祭らず」(『漢官儀』・蔡邕『独断』)であるから、『朱子家礼』の祭祀対象は「木主(魂)」に限定される。宋代仏教に受容された位牌祭祀は、鎌倉期渡来の律禪僧が導入した新文物であった。特に「承応例」以降の天皇家喪葬の典拠が『朱子家礼』である以上、位牌祭祀の空間「靈明殿」も礼制上は朱子「祠堂」と見做される。皇室祭祀令(明治四十一年・皇室令第一号)第十一条が、先祖祭祀を「先帝以前の三代」(前四代)に限定的である法源も『朱子家礼』である。

(二) 嫡流陵墓としての成立時期

〈厳正に運用された皇室の嫡流陵墓〉

宝永七年(一七一〇)正月十日葬送の東山陵⁹²、享保十七年(一七三二)八月二十九日葬送の靈元陵、元文二年(一七三七)五月八日葬送の中御門陵、寛延三年(一七五〇)五月十八日葬送の桜町陵、宝暦十二年(一七六二)八月二十三日葬送の桃園陵(九月十二日「桃園天皇御尊影」奉納⁹³)、安永八年(一七七九)十二月十日葬送の後桃園陵、文化十年(一八二三)十二月十七日葬送の後桜町陵が位置するのは、十六観堂院旧地の東裏側である。ほぼ死去の順に交互に、山端を開拓しながら左右二列に造築されていく。東山陵塔が後水尾陵塔とほぼ同一規模(正規型)であるのは、中継的天皇(普及型)ではないという皇統意識の明徴である。同じ「正規型」系譜に靈元・中御門・桜町の天皇塔が位置し⁹⁴、さらに後桜町・光格を加えた五天皇陵の石塔は「犬走」(基壇敷石と石冊基礎とが離れている隙間)を特徴とする「准正規型」である。後桜町女帝が中継的天皇でなかったことは宮中祭祀の実例などからも指摘されており⁹⁵、天皇陵塔の系譜分類とも整合する。

後宮としては、正徳二年(一七一一)五月十二日葬送の新上西門院鷹司房子(靈元の中宮)、享保五年(一七二〇)二月六日葬送の新中和門院近衛尚子(中御門の女御・贈皇太后)、同年三月五日葬送の承秋門院幸子女王(東山の中宮)、天明三年(一七八三)十一月十三日葬送の

盛化門院近衛維子(後桃園の女御・尊称皇太后)、寛政二年(一七九〇)二月二十二日葬送の青綺門院二条舎子(桜町の女御・尊称皇太后)、寛政七年(一七九五)十二月二十九日葬送の恭礼門院一条富子(桃園の女御・尊称皇太后)で、これらの中宮陵・皇太后陵も同域に配置されている。新上西門院塔は中和門院塔に準拠し、承秋門院塔は新上西門院塔に準拠して、新上西・新中和・承秋の三門院塔は無縫塔(正規型)の形式が採用された。すでに新上西門院塔の治定で話題に上っていた宝篋印塔(正規型)が、盛化門院塔を画期として嫡後の陵塔形式となる(後述)。

十六観堂院旧跡を避けることでは【図版3】Aグループを継承しつつ、敷地を求めて旧跡の裏側にまわったことになる。特に江戸中期一〇〇年間この月輪陵の埜域は天皇・嫡后だけに占有され、天皇の生母(東山の敬法門院、中御門の新崇賢門院、桃園の開明門院)も除外されるほど厳格な「天皇家の嫡流陵墓」を成立させた【図版3】Cグループ1710-1813「避観堂」。

〈皇位継承問題と後月輪陵〉

江戸後期には皇位継承上の危機的状況が惹起した。東山流の閑院宮家から入婿的にむかえたのが光格天皇で、後桃園皇女の中宮・欣子⁹⁶内親王との嫡出子に期待した婚姻政策であった。しかし儲君の温仁親王(二歳)、ついで悦仁親王(六歳)も夭折、後桃園統は断絶す

る。そこで東山流の皇別撰家から鷹司繫子^{つなこ}を女御に冊立、庶出の仁孝天皇を血脈的に補強しようと企図したが、ここでも安仁親王^{しづひと}（二歳）は夭折、ついで女御繫子まで皇女（慈悲心院）産褥で死去する（翌年「皇后」を贈位）。妹の鷹司祺子^{あきこ}も入内するが結局この皇別姉妹の婚姻政策は成果をうまず、庶出の孝明天皇は女御祺子を養母（嫡母・皇太后）として即位した⁸⁶。

〈後月輪王家の夭折皇子たち〉

寛政十二年（一八〇〇）四月二十二日葬送の温仁親王（成不動院）、文政四年（一八二二）二月二十七日葬送の悦仁親王（瑠璃光院）、文政四年（一八二二）六月二十一日葬送の安仁親王（妙莊嚴院）は、みな宝篋印塔（普及型）が造築された。前二者の葬地に誠仁親王陵の傍隣が選択されたのは、皇位継承者であつた嫡出子への配慮であろう【図版3】Dグループ1800-1821「非避観堂」。天保十一年（一八四〇）十二月二十日葬送の光格天皇陵が、安仁親王墓とともに靈元陵の隣地に造築されたのも同様である。

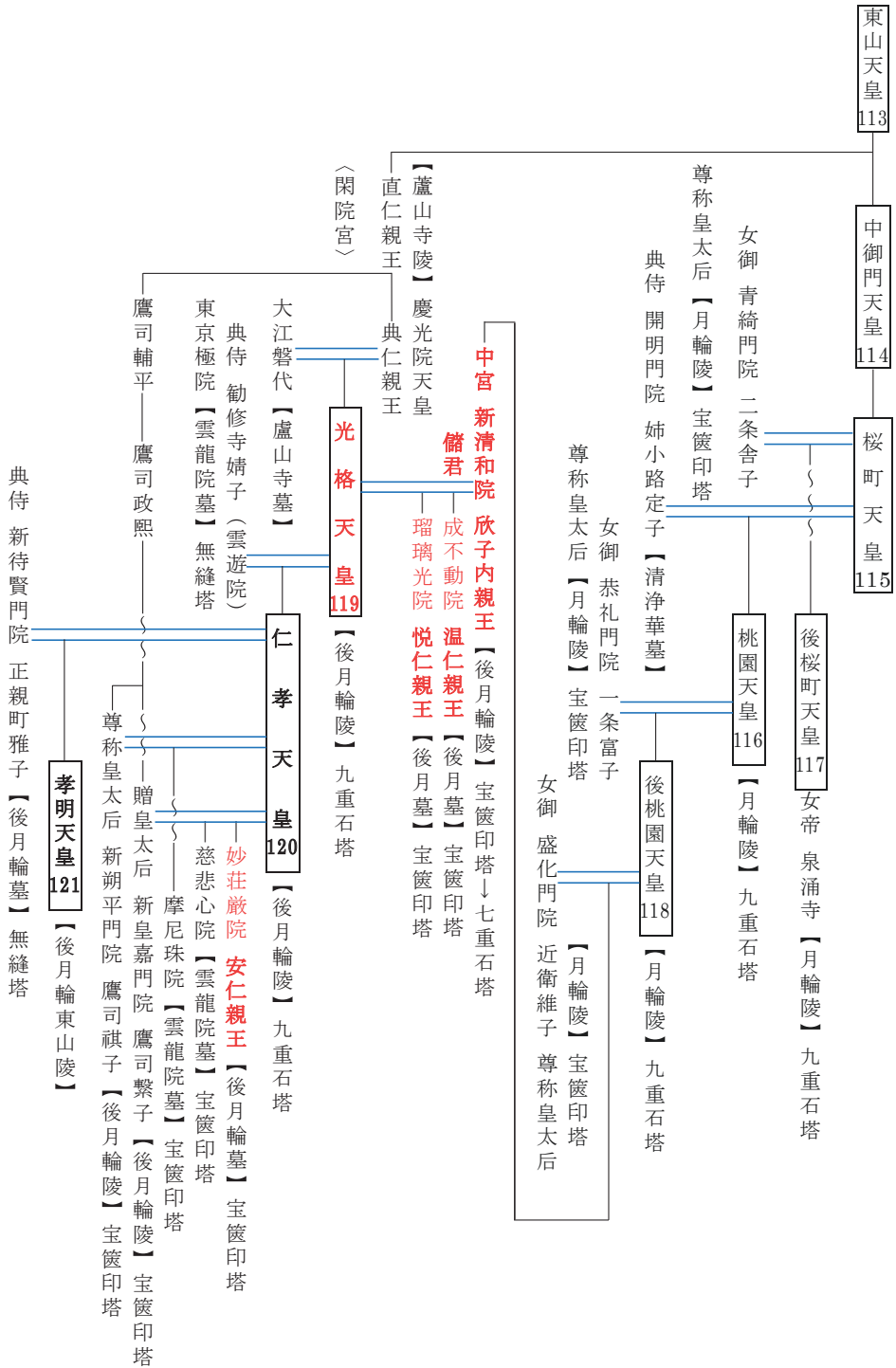
一方、文政六年（一八二三）五月二日葬送の新皇嘉門院鷹司繫子、弘化三年（一八四六）三月四日葬送の仁孝天皇、弘化三年（一八四六）七月二十三日葬送の新清和院欣子内親王、弘化四年（一八四七）十一月十二日葬送の新朔平門院鷹司祺子については、十六観堂院旧跡の南辺を拡張した敷地に、まよまつて造陵された。仁孝天皇陵塔

の形式は、後光明陵塔の相似形で、桃園・後桃園の両天皇塔にも共通する「高格式化」である⁸⁶。

この時期、嫡后の中宮塔は宝篋印塔（正規型）移行を完了しており、新皇嘉門院・新朔平門院の姉妹にも適応された⁸⁶。ここで問題になるのが新清和院の場合である。光格天皇の中宮・欣子内親王は後桃園統の正嫡である。天皇陵なみに石冊を圍繞させるのは、東福門院塔と新清和院塔のみで、その特異な形式は月輪陵でも異形である。

旧稿の補注41では新清和院塔について「いわば中継ぎの女帝にちかい存在であつたらしい。その証拠に、陵墓形式は天皇「九重石塔」と皇后「宝篋印塔」の中間的な特徴をもつ「七重石塔」という特異な形式が採用されており」と述べたが、ここに史実の見落としがあつた。的場匠平氏のご教示によれば、元来の新清和院塔は「宝篋印塔」であり、二十五回忌の明治三年（一八七〇）になつてから現在の「七重石塔」に改造された。たしかに京都留守官であつた中御門経之に宛てた明治三年四月六日付け三条実美・岩倉具視・徳大寺実則の連名の書簡に、この御陵改造一件に触れた箇所がある（『中御門家文書』上巻二九一頁・早稲田大学社会科学研究所）。

前の新清和院、当年廿五回ニ相成り候得ば、皇孫（天皇）別段の思召ヲ以て御塔七重ニ御改ニ相成候間、御忌日御間ニ合せ候様、御取計これ有べく候。



系図4 幕末までの皇室と月輪陵墓（後月輪陵の成立）

委細ハ坊城（俊政カ）より申入れらるべく候。

その経過は『泉涌寺日並記』にも供養関係文書が併存しており、この時期に新清和院を「大皇后」と特称する特徴も認められる。泉涌寺所蔵の「新清和院尊儀御一会記録」石塔図（G3246）には何故か石塔全図が欠失しており、宝篋印塔では用いない「四仏種子」墨書下図が含まれるなどの不審がある。当初から「高格式化」の企図があつたことは確かであり、やはり皇統上特殊な扱いであつたことに変わりはない。

光格天皇陵以降を「後月輪陵」と称するのは、皇統の転位を認めたことである（【図版3】Eグループ1823-1841「避観堂」）。泉涌寺廟所の最後の被葬者が、安政三年（一八五六）七月二十三日葬送の新待賢門院正親町雅子^{なほこ}である。非嫡後の天皇生母が埋葬されたのは逢春門院以来一七〇年ぶりであつた。仁孝天皇の生母で天保十四年（一八四三）四月二十五日葬送の東京極院勸修寺婧子^{ただこ}（雲遊院¹⁰¹）と違い、孝明天皇の生母である正親町雅子は存命中すでに准三后・女院であつた。東京極院が雲龍院墓に、新待賢門院が後月輪陵墓にと待遇が異なつた原因でもある¹⁰²。

終章 明治十七年「靈明殿」と宮中三殿「皇靈殿」

（明治六年の恭明宮「御黒戸」奉遷と明治九年「尊牌合併令」）

明治六年（一八七三）三月十七日、京都御所「御黒戸」が恭明宮から泉涌寺に奉遷される。この御黒戸処分としての恭明宮「御靈殿」奉祀品の顛末については、拙稿「新稿「補注3」」に詳論してある。従来「京都御所の神仏分離」という視点で見られていない御黒戸処分問題については、維新时期施策における広汎な宗教制度改革の一端として説明する必要がある¹⁰³。

先行研究では「御黒戸に奉祀されていた（歴代天皇の）位牌」という曖昧で、ありもしない概念のまま、これが「維新後に靈明殿に合祀された」と無批判に理解されてきた。しかも、この誤解された御黒戸祭祀を『延喜式』諸陵寮式「近陵」規定（荷前「別貢幣」対象の天智く醍醐七天皇陵十三母后陵の十陵制）に重ね合わせることで「天智系の祖霊」だけが宮廷祭祀の対象であつたとする岡田精司氏の定説は出来上がつていたのである¹⁰⁴。前述してきたとおり古代律令制「山陵」の祭祀概念と、宋礼継受の「位牌」祭祀の実態とでは、木に竹を接いだような理論的飛躍がある。この間の議論において、宋礼継受の祭祀的「魂・魄」二元論、中世的天皇論「二つのペルソナ」が考慮された形跡はない。しかも、証拠品「天智天皇の位牌」なる存

在も明治六年「御黒戸処分」ではなく、明治九年「尊牌合併令」の所産である。宮内省が峻別した両者を、あえて混同したところに先行研究の陥穽があった。

明治九年（一八七六）六月一日付の宮内省通達（泉涌寺文書 FMoC・宮内卿徳大寺実則名）で「京都府下各寺院之尊牌・尊像」の泉涌寺合併が仰出され、般舟三昧院を標的として歴代天皇の位牌が回収される。かかる明治九年「尊牌合併令」による泉涌寺「靈明殿」一元化は、明治十一年（一八七八）制定「春秋二季皇靈祭」への階梯であつたと考える。実際に、創建靈明殿は後水尾院統「家廟」であつて、「天皇家の嫡流陵墓」月輪陵墓との対応で靈明殿の位牌も対象が絞られ（雲龍院灰塚の後光厳院が最古、門院では崇賢門院・嘉樂門院・豊樂門院から¹⁰⁵）、その例外は数例（礼成門院・敬法門院・開明門院）のみである。明治九年「尊牌合併令」の意義は、泉涌寺月輪陵墓における限定を完全解除して、祭祀対象を歴代天皇（後光厳院以前の位牌を捜索）、后妃（光範門院・敷政門院・新崇賢門院を追加）、皇族（法親王から尼門跡、夭折皇子女まで回収）を無制限に拡大して「皇室の宗廟」を企図した点にある。注意すべきことは、この明治九年尊牌合併令に「天武系の排除」の文言が確認できない事実である。この合併令によつて泉涌寺塔頭の法安寺から奉遷されたのが本願天皇牌「天智天皇¹⁰⁶」であるが、その存在が独歩しているわけである。事実として、宮中「御黒戸」から近代靈明殿に合祀された「天皇位牌」な

どは実在しない。

明治十五年（一八八二）焼失を好機として、明治十六年（一八八三）五月十一日付「被仰出」により（宮内省庶務課第九一六号・宮内卿徳大寺実則名「靈明殿等再建御達」FMoC89）、明治十七年（一八八四）十月十五日に宮内省造営で近代「靈明殿」が成立する。同時期に完成された近代靈明殿と宮中三殿とは共に皇靈祭祀の成立要件であつて、これらに明治宮殿を含めた造営事業は、故実大工家の木子清敏（二八四五〜一九〇七）の設計になる一連の国家プロジェクトであつた。

〈宮中三殿「皇靈殿」と近代「靈明殿」の関係〉

荷前・国忌など律令祭祀が弛緩廃絶して以来、陵墓寺院が代行してきた山陵祭祀を神道形式に復旧する方策として、御黒戸四箇院などから仏教式「位牌」を回収して（山陵祭祀でいえば寢廟「陵寢」に相当する）泉涌寺「靈明殿」に統合するのが、明治九年（一八七六）宮内省通達「尊牌合併令」であつた。明治十一年（一八七八）創始される春秋二季皇靈祭を前提とした明治政府（宮内卿徳大寺実則）の施策であつた。本稿の論旨からまとめれば後光厳院流「安樂光院十泉涌寺（北京律）」系と、かつての崇光院流「安樂行院十般舟三昧院（天台兼学）」系という中世後期以降二系統に分裂してしまつた天皇家の先祖祭祀を、泉涌寺一元化に大きくシフトチェンジさせたのが明治

九年「尊牌合併令」の本質である。実際、般舟三昧院は事実上解消され、深草法華堂「安樂行院」も明治二十七年（一八九四）に廢寺されて「深草北陵」と改称される。

古代律令の山陵祭祀とは異なる要素として、中世以降は宋礼を継受した「位牌（朱子学の木主）」が祭祀主体として登場した。泉涌寺「月輪陵墓（魄）」成立に対応して、（中世以前の法華堂「葬堂・御影堂・納骨堂」ではなく）新たに「御位牌堂（魂）」が創祀されたわけ、つまり宮中三殿に（律令時代には存在しなかった）皇靈殿が追加された遠因は近世靈明殿（後水尾院統「家廟」）に始原する。

事実、明治二十二年（一八八九）成立「宮中三殿」について、「賢所（神鏡の写し）」には「伊勢神宮（八咫鏡オリジナル）」、「神殿（天神地祇）」には「律令制の神祇官八神殿（白川伯家・吉田太元宮から回収）」という古代権威の裏付けが存在した。これに對比して「皇靈殿」の場合、明治二年（一八六九）六月二十八日に再興神祇官「仮神殿」で急造された「靈代」（匿名の歴代々皇靈）の正真性を裏付けるには、旧来の位牌が相応しく（オリジナルとして）担保される必要性が実感されていたはずである。しかも宮廷仏教の系譜を引く持仏堂「御黒戸」ではなく、後水尾院統「家廟」に発端して江戸期に成立していた泉涌寺靈明殿「位牌」の方に、より正統な「皇靈」の所在を認めていたわけである（朱子「祠堂制」木主であれば、もはや神道式「靈代」と祭祀概念に差異はない）。維新期の制度改革によって成立し

た現行の皇室祭祀から演繹されるどころ、宮中三殿「賢所」の本所が伊勢神宮であるのと同様に、宮中三殿「皇靈殿」の雛型が泉涌寺「靈明殿」なのである。

まとめにかえて

〔石塔形式の系譜を読む——可視化された近世皇統意識〕

陵墓の格式（規模と形式）は、朝廷内の意思疎通と朝幕間の儀礼的交渉をへて治定される。天皇陵の格式は死去時の身分「天皇・上皇」で左右され、在位の天皇陵には高格式化が認められるという（的場氏前掲論文・上野竹治郎『山陵』）。一方で野村玄氏は埋葬時の服飾「天皇・上皇」差が死後身分に継続されるというから、こちらは反対に上皇を優位に見ている。後一条天皇「長元例」の「如在之儀」以降、天皇喪葬は例外なく「上皇の格式」で執行されるから、両説の拘泥するような「天皇・上皇」の身分差は（少なくとも安永期に疑義が出されるまで）礼制上は存在しないのである。そこで本稿では、¹³ 的場匠平氏による月輪陵墓における近世皇族塔についての管建方針の変遷「形態差の整理」に導かれながら、表2【月輪陵における陵墓石塔の系譜】・図版6【月輪陵における陵墓石塔タイプの比較図】を作成した。以下、その要点をあげて本稿「まとめ」にかえたいと思う。

①九重石塔の採用（四条陵「本歌」を模倣した後陽成「祖型」の展開）
移築再建された四条陵石塔が同域内で規範性の高い建造物として認識されていたことを前提として、これを模倣した後陽成灰塚「九重石塔」を「祖型」として、さらに高格式化したものが後光明陵石塔である。四条陵「本歌」に無かった二重基壇を採用したのが後陽成灰塚「祖型」であったが、後光明陵では二重基壇の両方に格狭間を入れる（高格式化）。後水尾陵では下壇の格狭間が省略されている。これを「正規型」として、さらに小規模化したものが後西院陵・明正陵の石塔「普及型」（中継ぎ的な天皇タイプ）である。

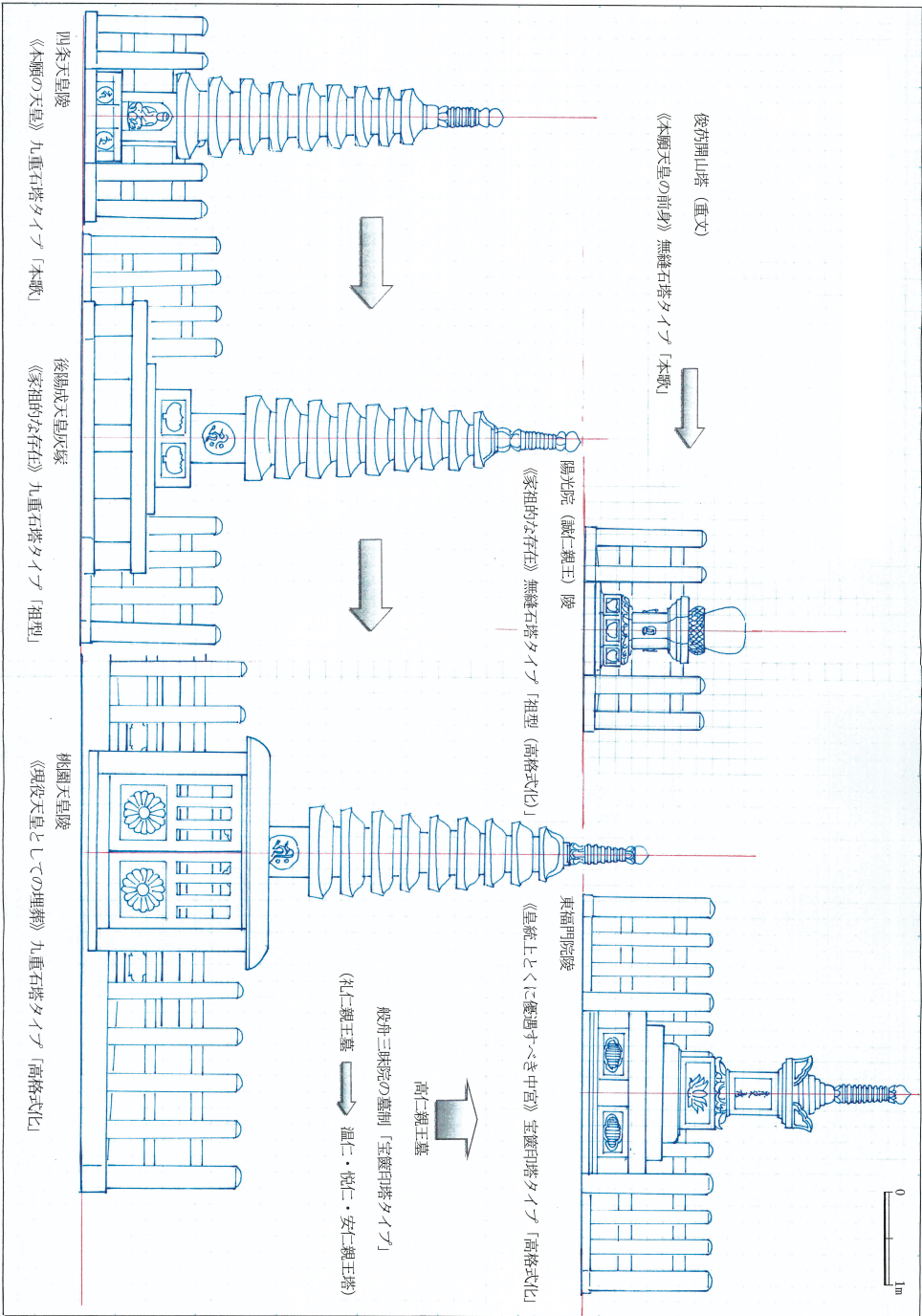
②天皇石塔形式の「高格式化」（院・天皇の格差論）

在位中の死去（天皇の葬送）である桃園・後桃園・仁孝の三天皇陵石塔は、後光明陵を規範とした「高格式化」（石冊に石門扉が付く）を示している。野村玄・久水俊和両氏の指摘を受けたかたちで佐藤一希氏は、安永期の後桃園天皇喪葬を画期として従前の（仙洞御所役人の準備・供奉する）「院の葬送」から本来の（禁裏御所役人が準備・供奉する）「天皇の葬送」へと転換されたことを史料から跡づけた。たしかに近世天皇喪葬は、財政支出と皇室統制という近世朝幕間の基本的関係に規定されつつ、中世以来の泉涌寺・般舟院との関係を前提として十七世紀から十八世紀初頭にかけて段階的に成立した儀礼体制であった。幕府による皇位継承と葬送儀礼への統制は、十一

世紀以来の「如在之儀」つまり擬制的「院の葬送」の本質（天皇不在の「隠蔽・皇位空白の忌避」を形骸化させ、安永期の考証を契機として禁裏御所を主体とした「天皇の葬送」へと回帰する¹⁵）、その傾向は認めてもよい。ところが陵墓形式として見たとき、「天皇の葬送」に回帰したはずの安永期以降も、上皇として死去した後桜町（中継ぎ的天皇ではなかったことは先述）・光格の二天皇陵石塔は「准正規型」（石門扉がなく、石冊内の敷石に「犬走り」がある）つまり「院（上皇）の葬送」に類型化されるタイプのまま造営されており、現役天皇として埋葬された仁孝天皇陵石塔の「高格式化」規模とは隔絶した状態が維持されている。安永期の転換は、十九世紀以降に具体化する復古的な天皇観念の嚆矢ではあるが、いまだ多面的な様相のひとつの変化に過ぎない。

③無縫石塔の採用（俊仍墓「本歌」を模倣した陽光院「祖型」の展開）

一方、月輪陵における天皇以外の陵墓は「無縫塔」形式を規範とする。泉涌寺式石塔を採用したもので、俊仍律師（一一六六～一二二七）の開山塔（重文）に起原する¹⁶。これを「本歌」に陽光院（誠仁親王）陵と新上東門院陵が無縫石塔「祖型」として整備されたのは、後陽成灰塚に四条陵を模倣して九重石塔が採用された同企画であろう。ついで女御・中和門院陵も無縫石塔が築造されている。無縫石塔の展開は、八角基壇を二重にして上層のみ格狭間を付した「正規型」



図版6 月輪塚における陵臺石塔タイフの比較図

表2 月輪陵における陵墓石塔の系譜

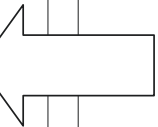
(紀年は奉葬年=石塔築造年代) 総高はcm単位

A 九重石塔の系譜

本歌 塔身四方四仏：単基壇 石冊あり：敷石なし	祖型	塔身四方種子：二重基壇	正規型	同前：二重基壇の上層のみ格狭間	普及型	同前の小規模化
	高格式化	塔身四方種子：二重基壇の両方に格狭間 石冊：敷石；石門・石扉あり	石冊：敷石 石冊：敷石；犬走あり	後水屋院塔 (1680) 総高 579	後西院塔 (1685)	石冊：敷石 明正院塔 (1696) 541
四条院塔 (1242) 総高 454	後陽成院塔 (1617) 総高 550	後光明院塔 (1654) 総高 607	東山院塔 (1709) 総高 578	靈元院塔 (1732)	563	明正院塔 (1696) 541
			桜町院塔 (1750) 567	後桜町院塔 (1813) 563	光格天皇塔 (1841) 605	
			後桃園院塔 (1779) 635	仁孝天皇塔 (1846) 671		
本願天皇	家祖的な存在	現役天皇としての埋葬	院・上皇としての埋葬			中継的な天皇

B 無縫石塔の系譜

本歌 八角基壇なし 俊苺塔 (1227) (重文) 総高164	祖型 八角基壇に格狭間	高格式化 八角基壇に格狭間；石冊あり 陽光院塔 (1586) 総高172	正規型 八角二重基壇の上層のみ格狭間	普及型 同前の小規模化	王生院塔 (1656) 210
			新中和門院塔 (1720) 212	逢春門院塔 (1685) 186	
			承秋門院塔 (1720) 209	新待賢門院塔 (1856)	
本願天皇の前身	家祖的な存在		嫡后系の中宮・女御 (前期)	非嫡后系の天皇生母	



C 宝篋印塔の系譜 (艘舟院陵墓から流入した形式か)

本歌 なし	祖型 なし 参考 (高仁親王塔：艘舟院)	高格式化 下成基壇つき宝篋印塔：石冊あり 東福門院塔 (1678) 総高 368	正規型 同前：石冊なし	准正規型 盛化門院塔 (1783)	普及型 同前の小規模化 参考 (礼仁親王塔：艘舟院)
			新皇嘉門院塔 (1823) 380	瑠璃光院塔 (1821) 303	
			新朔平門院塔 (1848) 398	妙莊院塔 (1821) 333	
		皇統意識上とくに優遇すべき中宮	嫡后系の中宮・女御 (後期)		嫡出の親王・儲君

と、やや小ぶりな「普及型」とに分派する。後者は天皇生母（典侍身分）に幕末まで適用される形式である。一方、前者は嫡后（中宮身分）に適用されて江戸中期に到る。ただし無縫石塔の系譜には高格式化が存在せず、その代用に選択されたのが東福門院の下成基壇つき宝篋印塔であった（天皇陵級の石冊まで設備される）。

④宝篋印石塔の採用

〔中宮陵「高格式化」と親王墓「普及型」の展開〕

決定に到る経緯は不明ながら、月輪陵域内に前例のない宝篋印塔形式を東福門院塔が初採用した理由は、高仁親王（真照院）般舟院墓の影響と私考される。般舟院陵墓との有機的な繋がりは、温仁親王の場合（初めての親王墓）にも見られる現象だからである。実際、盛化門院を嚆矢として宝篋印塔「正規型」が採用され、青綺門院・恭礼門院・新皇嘉門院（新清和院陵については前述）・新朔平門院と嫡后系の中宮・女御の陵形式に踏襲され、これを小型化した「普及型」は（やはり般舟院の礼仁親王墓の影響と思われる）¹⁸成不動院（温仁親王・瑠璃光院（悦仁親王）・妙莊嚴院（安仁親王）の親王墓に継承されていく。

⑤近世後期の月輪陵墓における般舟院墓制との均一化

十六世紀以降、泉涌寺と般舟院は天皇家の追善行事（中陰仏事・回

忌法要）の主導権をめぐり対立してきた。承応期の土葬転換によつて葬送儀礼を泉涌寺が独占するに到るが、（顕密僧「御前僧・籠僧」体制の崩壊以降は）後土御門天皇の安樂行院以来の先例によつて中陰仏事の執行権は般舟院が専管したままであった。佐藤一希氏の最新の研究によれば、²⁰こうした般舟院の優位性は先ず東福門院の喪葬を契機に突破口ができる。中陰仏事のうち開白・中日・結願の三座のみとはいえ着座公卿が泉涌寺にも派遣されたからである。詳細は高論に譲るが、宝永七年（一七一〇）の東山天皇の中陰仏事から両寺の格式差は完全に解消される。ひとつには天皇の被葬寺院の泉涌寺への一元化が、（朝廷に主導権が残されていたとはいえ）幕府所司代の一貫した方針であったからである。かかる平均化の潮流を受けて般舟院の墓制「宝篋印塔」形式が、はやくも翌々年の新上西門院の正徳二年（一七二二）には候補にあがり、¹²十八世紀後半に遅れて月輪陵墓に採用されたものと考ええる。

再建四条院陵と俊苜開山塔を本歌として形成された、ふたつの形式の「祖型」（後陽成天皇灰塚・陽光院陵）は、天皇陵の表示として石冊を圍繞する始原でもある。これら祖型陵墓が十六觀堂院旧跡の中心部分を占地して列立している姿こそ、黎明期月輪陵の原風景であった。

近代成立の皇靈殿祭祀に包含される皇統意識は、復古された山陵祭祀のそれではなく、むしろ中世・近世天皇家の「イエ」的な先祖

祭祀（廟所としての「月輪陵墓」・家廟としての泉涌寺「靈明殿」）を内実として継承したものである。朝廷内の意思疎通と朝幕間の儀礼的交渉をへて治定された泉涌寺「月輪陵墓」の規模と形式には、まさに近世皇統意識が可視化されていると言えよう。なお、かかる陵墓タイプ分析論とは対応関係（宋礼継受の祭祀的「魂・魄」二元論、中世的天皇「二つのペルソナ論」と対応して議論される）が想定されるのが、もう一方の天皇家の位牌形式である。これについては続篇を準備している。

注

(1) 明治四十一年九月十八日制定の皇室令第一号『皇室祭祀令』は、毎年の先帝祭（崩御日に相当する日）忌日を「大祭」、先帝以前三代・先后（先帝の配偶者・皇妣（天皇の生母））の例祭（毎年の忌日）を「小祭」と規定している。かかる皇靈殿祭祀および陵墓祭祀と関連して、泉涌寺「靈明殿」における仏教法要としての年間行事が慣例的な宮内庁職員（勅使）の参向をうけて継続されている（年間十四度）。前四代（先帝以前三代と先后・皇妣）の国忌法要（天皇「御例祭」・皇后「御祥忌」）などである。明治四十二年二月十一日公布の皇室令第一号『登極令』（および附式）に関連しては、即位礼・大嘗祭を終えたことを奉告する「親謁の儀」において、孝明天皇陵親謁に引き続き続いての靈明殿親拝が近代皇室の慣例である（令和元年六月十二日「退位奉告」、同十一月二十七日「即位奉告」）。現行の宮内庁「御供物料」対象は、前四代「天皇・皇后」はじめ「四条天皇御尊牌」「天智天皇御尊牌」「歴代天皇御尊牌」「門院様御尊牌」「宮様方御尊牌」（以上「靈明

殿」奉奠）、「御黒戸様御尊牌」「中山二位局位牌」（以上「海会堂」奉奠）の十五所。

(2) 石野浩司「泉涌寺における明治期靈明殿の成立―皇室祭祀と御寺泉涌寺の関係―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五十二号・二〇一五年十一月）

(3) 石野浩司「泉涌寺における明治期靈明殿の成立についての再考―京都御所「御黒戸」処分顧末考―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五十七号・二〇二〇年十一月）

(4) 石野浩司「維新时期「宮中三殿」成立史の一考察―毎朝御拝「石灰壇」祭祀の終焉として―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十五号・二〇〇八年十一月）

(5) 通説を形成する『泉涌寺史』（法蔵館・一九八四年九月）は、総本山御寺泉涌寺が開山月輪大師七五〇年遠忌事業として寺史出版、赤松俊秀監修、中世史を熱田公（神戸大）、近世史を藤井学（京都府立大）、幕末維新史を池田敬正（同）が担当。ひろく利用されるが建築史・儀礼文化など多角的な視点を欠如しており、宗派史観や寺伝からも自由ではない。

(6) 九条道家（沙弥行恵）家領處分状案『大日本古文書』（家わけ第二十・東福寺文書之一・草葺開基関係・九）。飯倉晴武「九条家領の成立と道家惣処分状について」（『書陵部紀要』第二十九号・一九七七年）参照。

(7) 天福二年（一二三四）八月六日に死去した後堀河上皇は、同十一日に甚雨のなか観音寺山（来迎院山）に埋葬、九月十日に故院五七日仏事が母儀・北白川院陳子の沙汰で修された記事に「法華堂」が見えるが（『明月記』）、旧仙遊寺「千手堂」を既存転用した可能性がある。『平戸記』仁治三年四月十六日条に見える「後堀河院法華堂」というのが、この「千手堂」を指すと思われるからである。ちなみに、後堀河院法華堂「大願院」・四条院法華堂「童真院」が十五世紀半まで泉涌寺子院として機能していたことは、『視覃雜記』の享徳四年（一四五五）記事に覗える（大谷由香『中世後期泉涌寺の研究』法蔵館・二〇一七年二月、二〇二頁）。

- (8) 波多野忠雅「藻壁門院・藤原尊子の喪儀と陵所―後堀河天皇中宮・四条天皇御母―」(『関西大学考古学研究室開設五拾周年記念考古学論叢』下巻・二〇〇三年十二月)。少なくとも寛元二年(一二四四)まで祥忌「法華八講」が修されていた(『平戸記』同年九月十七日条)。「道家処分状」によれば同母兄の遺児・前摂政「忠家」が藻壁門院の猶子となり「三条室町亭(中宮御所)」「藻壁門院法華堂」を相続しているから、かかる追善仏事の主催者に擬される。
- (9) 四条天皇が死去した閑院内裏清涼殿は死穢により解体(『百鍊抄』寛元二年七月廿六日条)、『中殿御会図』に描かれた清涼殿建物が新御堂に移築転用された蓋然性がある。『中殿御会図』とは、建保六年(一二一八)八月十三日、閑院内裏の清涼殿(中殿)で催された和歌・管弦の御会を絵巻にしたもので、藤原信実が作画、世尊寺行能が詞書を担当。九条家伝来の室町期模写本一巻が重要文化財(小松茂美編集解説『続日本の絵巻(十二)』中央公論社・一九九二年二月)。
- (10) 平安末期『簾中抄』下巻の山陵条は、これを「以上の天子七廟に母公三廟を加え都合して十陵と曰ふ也」と、漢籍「天子七廟」説で解釈している。
- (11) 藤木邦彦「平安時代における近陵・近墓の被葬者について」(『国士館大文学部人文学会紀要』第八号・一九七六年一月)、所功『西宮記』の逸文と現行文の成立年代―荷前奉幣陵墓の記載を中心として―(『法制史研究』二十二・一九七三年三月)、石塚一石「儀式」批判―荷前条について―(『風俗』第十三卷第一号・一九七四年十二月)。
- (12) 近陵「八嶋陵」崇道天皇(早良親王)を国忌に数えないのが両者の唯一の相異である。『江家次第抄』卷三・国忌条「其の怨霊に謝する為に国忌に准ずるも廃務の例には非ず」。
- (13) 律令天皇制は、本来的に太上天皇に天皇と同等の立場で大権の行使を想定していた。嵯峨天皇が讓位に際して大権を放棄、太上天皇の地位の轉換を図った(太上天皇位を一旦放棄して新帝から尊号を受ける形式)ことは、
- すでに春名宏昭「太上天皇制の成立」(『史学雑誌』第九十九編第二号・一九九〇年二月)が指摘している(加藤麻子「即位の変容と律令天皇制」『山林』第八十八卷第二号・二〇〇五年三月)。嵯峨天皇以降、遺詔をもって山陵・国忌・素服・挙哀を停止する「薄葬」が定式化、かくて近陵・国忌が固定化する。
- (14) 堀裕「平安期の御願寺と天皇」(『史林』第九十一卷第一号・二〇〇八年一月)、本郷真紹「御願寺再考」(采原永久男他編『律令国家史論集』塙書房・二〇一〇年二月)。国忌の数が制限され、遺詔で国忌を廃する例が増えるにつれ一周忌のみに限定化、『延喜式』が東寺・西寺に設定する一周忌を天皇ゆかりの寺院で営むように変化する(佐藤真人「天皇の喪葬と仏教儀礼―平安時代を中心に―」『歴史手帖』第十七卷二号・一九八九年二月)。
- (15) 貞応三年(一二二四)春三月に寺家から申請、同閏七月一日付け後堀河天皇「御願寺」官符が権中納言中院通方から下行されたのは俊苒の伝記『不可棄法師伝』の孤立史料。むしろ同年十月二十二日に俊苒の俗弟子である徳大寺公継が「一上」となるから(『公卿補任』)、公継の執行が史実と考えられる。
- (16) 俊苒律師が死後、輪廻転生して四条天皇に再誕したという説話が『増鏡』第四巻に見える。この天皇高僧前身譚に分類される説話は、寛元二年(一二四四)撰述の信瑞『不可棄法師伝』に未見で、建長六年(一二五四)撰述の良忠「選択伝弘決疑録裏書」第二が初見である。かかる「開山俊苒」本願四条天皇」をドグマとして積極的に寺格上昇運動を展開した泉涌寺は、開山律師五〇〇年遠忌にあたる享保十一年(一七二二)、中御門天皇の宸筆謚号「国師加号宸翰勅書」を獲得、俊苒律師が「天福幼主の前身」つまり四条天皇再誕説話を勅書で公認させることに成功する。般舟院との格差解消が宝永七年(一七一〇)、四条院御影堂の別殿分立が正徳三年(一七一三)である。
- (17) 海会堂「旧御黒戸仏体」同座の客仏「木造十一面千手観音立像一軀

(B010) (像高80・0 cm、平安後期か) について、泉涌寺『宝物取調簿』(明治十一年)に「四条天皇御持念仏千手観音像(三尺計)一鉢(伝云聖徳太子作)」とあり、同『平常備付日記』(FMSG)に「聖徳太子念持仏・四条院天皇念持仏」と誤記されていく。

(18) 七世紀以降、太上天皇は天皇と同等の地位にあり、死後も同等に扱われた(一度獲得した天皇の地位は失われない)。九世紀前半以降になると、天皇と太上天皇の地位の差が明確になり、讓位すると一度獲得された天皇の地位を失う(太上天皇の死は「ただ人」同然になる)。十一世紀前半に「如在之儀」が成立して以降、天皇は「不死の天皇」に転換、在位中の天皇が死んだとしても讓位を済ませた太上天皇「ただ人」として処理されるようになる(堀裕「天皇の死の歴史的位置―如在之儀を中心に―」『史林』第八十一巻第一号・一九九八年一月)。死後も天皇であることを表象する「天皇号」「山陵」も、「如在之儀」と同じように後一条天皇を画期として変容して「ただ人」である太上天皇と同一化する。

(19) 有職慣例で天皇は牛車に乗らないから、葬車を使う時点で「崩御の天皇」を「上皇」に擬定した礼制である。この件を扱った別稿(『牛車の博物誌』所収)が近く出版される。『左経記』(類聚雜例)に通常の牛車を葬車に仕立てる「御車裏」作法が記されている。白生絹(不練緋・すずし)を用いて「兩皮」のように車全体を覆ってしまう。ただし「御車裏」をしてしまうと葬車だと察知されるので「平生之儀」では省略する慣例もある。啓蒙書として砕けた表現をされたのであろうが、後土御門院葬送について「小八葉(の車)を生絹で覆ってごまかした」と記述された久水俊和『中世天皇葬礼史―許されなかつた死―』(戎光祥選書ソレイユ007・二〇二〇年四月)一六五頁は読者に誤解を与えかねない。

(20) 小松馨「後一条天皇の喪葬儀礼」(『歴史手帖』第十七巻二号・一九八九年二月)

(21) 「崩後の讓位」の手段が「如在之儀」であり、結果として天皇を上皇に擬

制して喪葬を催行する。一方、上皇や女院の喪を秘したまま、日常の牛車(御車裏なし)に乗せて密々葬送するのが「平生之儀」である。『明月記』天福元年(一二三三)九月二十日条によれば、藻壁門院の葬車も尋常の御車で、ただ簷半に御簾を懸けるのみ、下簾は「青末濃」の色付きである。同じく天福二年(一二三四)八月九日条、後堀河院の葬送では「密々盗み出だし奉り、其所に渡し奉る。更に御葬礼の常例か」とある。棺を密々に牛車で移動させることを「盗出」と表現する。

(22) 水藤真「中世の葬送・墓制―石塔を造立すること―」(吉川弘文館・一九九一年十月)、前嶋敏「中世の葬送儀礼における遺体の移送について―『移』・『渡』・『盗出』をめぐって―」(『中央大学大学院論究』第二十九号・一九九七年三月)、堀裕「天皇の死の歴史的位置―如在之儀を中心に―」(前掲)・同「死へのまなざし」(『日本史研究』四三九号・一九九九年)、島津毅「中世の葬送と遺体移送―平生之儀を中心として―」(『史学雑誌』第一二二編第六号・二〇一三年六月)、勝田至「死者たちの中世」(吉川弘文館・二〇〇三年七月)、同編『日本葬制史』(吉川弘文館・二〇一二年五月)、上島享「王」の死と葬送」(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会・二〇一〇年・初出は二〇〇七年)。

(23) 井上正望「古代・中世移行期における天皇の変質―「隠蔽」される天皇―」(『史学雑誌』第一三〇編第四号・二〇二二年四月)

(24) 前掲・井上論文は「如在」について、『日本後紀』天長六年(八二九)十月乙丑条の死者の靈魂、『類聚国史』卷九・神祇九・新嘗祭・天長七年(八三〇)十一月辛卯条の神々に関するものを初見記事とする。朝日国注を引くように「如在」は漢籍概念であるが、この程度を「唐風化」とは見做さない。例えば『古事記』天孫降臨段「此の鏡は専ら我が御魂として、吾が前を拝くが如く伊都岐奉れ」、『日本書紀』神代下「此の宝鏡を視まさむこと、当に吾を視るが如くすべし」に、八咫鏡におけるアマテラス大神の祭

祀的「如在」性が規定してある。これを受けた神道五部書『造伊勢二所太神宮宝基本記』は神宮祭祀を「如在之礼」と形容するが（大神宮叢書『度会神道大成』前篇・四六頁）、この語彙の出典は『中臣祓訓解』奥書に剽窃された『三角柏伝記』まで遡及する（石野浩司『中臣祓訓解』の原典「祓注本一卷」についての考察（上）——先行研究への批判を中心とした基礎的な再考——『神道史研究』第六十九巻第二号・二〇二一年十月、六一頁）。

(25) 黒田俊雄「中世天皇の基本的性格」（同著作集一『権門体制論』法蔵館・一九九四年・初出一九七七年）や井原今朝男「撰闕・院政と天皇」（『日本中世の国政と家政』校倉書房・一九九五年・初出一九九二年）を受けて、上島享「中世王権の創出とその正統性——中世天皇の特質——」（『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会・二〇一〇年の四二〜五一頁）は中世的天皇の特徵を「機関化された律令制的天皇の絶対性」と「天皇の個人的な人格」の二面性の分有と位置づけている。これを佐藤全敏「古代天皇の食事と贊」・同「古代日本における権力の変容」（『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会・二〇〇八年）は「天皇の二つの貌（かお）」と呼ぶから、本稿では哲学用語で仮面・役割・人格などを意味する「ベルソナ」と呼ぶことにする。

(26) 前掲・井上論文は『平家物語』巻一「二代后」から二条天皇の血縁的秩序を超越した絶対的側面を引証するが、二条朝は親政を志向して後白河院政と衝突した特殊例であって、これを中世的天皇に普遍化は出来ない。儀制令に「讓位の帝を太上天皇と称する」とあり、上皇が「皇」身分であることに変わりない。ただし天皇に累積された儀礼的制約から開放され、在位中の天皇が決して乗れない牛車にも、上皇になれば「讓位後御幸始」の儀式があつて乗車する（『古事類苑』帝王部十三・御幸の七二九頁以下、同十四・太上天皇の七九五頁）。「上皇脱屣の後、御行には檳榔車に乗る」（『西宮記』臨時三・院宮事）。「新院（龜山院）御幸はじめさせ給、御直衣、から庇の御車」「布衣の御幸はじめ」（『増鏡』）。嵯峨太上天皇が殯儀礼を全停

止したのは、死後の礼遇を辞退しただけであつて政治的権能の放棄を意味しない。仁明朝以降に定着する朝覲行幸に代表されるような、家父長的秩序における天皇の個人的ベルソナの顕在化は「母権」撰闕政治、「父権」院政」に進展するからである。井上論文「天皇の絶対的たるべき側面は先帝から新帝に遷り、先帝には個人的側面のみが残る」（同五三頁）は観念的すぎて、まるで折口信夫『大嘗祭の本義』の天皇霊を見ている感がある。

(27) 神鏡・劍璽の奉獻による新帝擁立は『日本書紀』β群の慣例文で、漢籍の文飾である（森博達『日本書紀の謎を解く——述作者は誰か——中公新書・一九九九年十月）。豪族連合のヤマト朝廷から脱皮した律令制国家は（群臣の擁立権を排除して）自律的な皇位継承の原則を「讓位の宣命」に転換、これが天智・持統朝以来の不文律「不改常典」であるが、従来こうした制度的な観点は見逃されてきた。これが「受禪」に拘る宮廷人の（帝王編年記」に代表させて見た）歴史認識で、桓武朝や嵯峨朝の唐風化というような次元ではない。

(28) 『後中記』押小路中納言（葉室）資頼卿記の仁治三年正月九日（壬辰）条（『歴代殘闕日記』第八巻・臨川書店・一九七〇年、三九四頁）。

(29) 『五代帝王物語』四条院崩御事の仁治三年正月廿日条（『六代勝事記』五代帝王物語）三弥井書店・二〇〇〇年、一一七頁）。

(30) 『御葬礼記』仁治度四条院の仁治三年正月十日条（『大日本史料』第五編之十四に所収「一条実孝氏所蔵本」、三五頁）。

(31) 『百鍊抄』仁治三年正月廿五日戊申条（国史大系本、一九一頁）。

(32) 後高倉院の第一皇女「式乾門院利子内親王」（一一九六〜一二五〇）、嘉祿二年（一一二六）内親王宣下、伊勢齋宮に卜定、安貞二年（一一二八）齋宮群行。寛喜元年（一一二九）齋王のまま准三宮宣下。貞永二年（一一三三）齋宮退下して甥である四条天皇の准母立后する。延応元年（一一三九）病に依つて出家（法名「真性智」）、院号宣下。建長三年薨去（『女院小伝』）。北白河「後高倉院法華堂」を管理、同法華堂額を相続していた。

(33) 後高倉院法華堂の遺構は「白河御火葬塚（俗称「鶴塚」と私考する。同法華堂領を相続した式乾門院も堂内に葬られたのであろう。鶴塚は後高倉

太上天皇の陵墓参考地として明治二十七年に陵墓伝説地、のち参考地とされた。塚は長方形で南北に長く、中央よりやや北方に偏して東西に中軸線をとった楕円形の掘込部が認められ、御火葬所に相当する。鶴塚の東南約八米に所在する「秘塚」が式乾門院の陵墓参考地で、南北に中軸をもつ楕円形の掘込部を検出している。岡崎公園整備にとまなう京都市の要請により、両遺構は宮内庁によって月輪南陵に移転された（末永雅雄「陵墓参考地鶴塚・秘塚の調査」一九五六年三月・第六号所収、『書院部紀要所収陵墓関係論文集』学生社・一九八〇年四月）。

(34) 野口華世「安嘉門院と女院領狂園―平安末・鎌倉期の女院領の特質―」（『日本史研究』四五六号・二〇〇〇年八月）

(35) 後堀河天皇の第一皇女「室町院暉子内親王」（一二二八〜一三〇〇）。延応二年（一二四〇）内親王宣下。後醍醐朝でも優遇され寛元元年（一二四三）准三宮、院号宣下。同四年（一二四六）出家（法名「妙法覚」）、戒師は御室（叔父「金剛定院御室」道深法親王か）。『平戸記』『持明院姫宮（後高倉院姫宮、今上姉也）御名（疇子）」、これを頭註に引く『皇胤紹運録』本文・『百鍊抄』『暉子』。国史大系本『百鍊抄』『暉子』、群書類本部集第二所収「皇胤系図」「暉子」（傍書「暉子」）、同第一所収『本朝皇胤紹運録』本文「暉子」なのに『平戸記』引用の頭註「疇子」。増補史料大成本『平戸記』を確認すると「疇」字は異体字「日十壽」。ひとまず「暉子」と考証しておく。

(36) 後堀河天皇の第二皇女「神仙門院豊子内親王」（一二三二〜一三〇一）。建長八年（一二五六）内親王宣下、准三宮、門院号宣下。弘長元年（一二六一）出家（法名「妙智覚」）。『増鏡』第十「老いの波」に後醍醐天皇の寵愛を受けて皇女を出産した逸話が載る。

(37) 女院領については、山田彩起子『中世前期女性院宮の研究』（思文閣出

版・二〇一〇年一月）、白根陽子『女院領の中世的展開』（同成社中世史選書二五・二〇一八年八月）。

(38) 『安楽光院行事』（群書類従第二十四輯）は持明院創建を康和年間（二〇九九〜一一〇四）、安楽光院建立を天治年間（一二二四〜二六）とするも、いま泉涌寺文書『泉涌寺派寺院本末改帳写』（資料篇翻刻二三二号）に依拠して持明院創建を康和三年（一一〇二）、『尊卑分脈（次注）』によって安楽光院建立を大治五年（一一三〇）、同『寺改帳』により中興を延文三年（一三五八）と判断した。

(39) 『尊卑分脈』第一篇の持明院基類条「安楽光院事」（二五八頁）によれば、大治五年（一一三〇）の安楽光院「九体阿弥陀堂」建立供養では、鳥羽院が御幸されて舞曲勅禄の事があり、一家の眉目と誇られている。同年七月二日には白河新阿弥陀堂の九体丈六阿弥陀像、翌天承元年七月八日には鳥羽泉殿「成菩提院」九体丈六阿弥陀堂の供養がある（『百鍊抄』）。白河法皇墓所の鳥羽成菩提院に建立された九体阿弥陀堂については、富島義幸『平等院鳳凰堂―現世と浄土のあいだ―』（吉川弘文館・二〇一〇年二月）一四七頁を参照。

(40) 曾我部愛「後高倉王家の政治位置―後堀河親政期における北白河院の動向を中心に―」（『ヒストリア』第二二七号・二〇〇九年十月）

(41) 安楽光院を中興した誠蓮房秀俊（藤原俊経『尊卑分脈』第二篇五十三頁に通世「北京律」号誠蓮上人、見蓮上人資）は、永円寺の二世長老。師の見蓮上人は泉涌寺周辺で活躍した見蓮房如導・如導無人（一二八四〜一三五七）、『視覃雜記』（第一七四条）にも「安楽光院は永円寺二世花翁和尚開山する所なり」とある（大谷由香『中世後期泉涌寺の研究』前掲）。ちなみに「安楽光院行事」「洒掃修治之興隆」「一向専念之勤行」（群書類従第二十四輯、二〇七頁）は対句であるが、前句を「不酤酒戒・不飲酒戒の徹底か」とする大谷由香氏の読解は間違いない（『同』四十九頁）。対句から「律宗と浄土教の兼修」を導き出した意図は分かるが、「洒掃」とは「灑浄」（灑水

加持による儀礼空間の浄化)の謂いで、「灑」字の簡易体としての「洒」字は聖教一般の通用である。大塚紀弘氏による同著「書評」(『日本史研究』六六四号・二〇一七年十二月)も「戒律とは無関係」と批判している。

(42) 正長元年(一四二八)称光天皇の中陰仏事は安楽光院で執行された(『薩戒記』『凶事部類』)。中絶期の安楽光院長老の名義・伝領は、明応九年(一五〇〇)後柏原天皇綸旨、永禄十一年(一五六八)正親町天皇綸旨、文禄二年(一五九三)勅許で泉涌寺長老に兼務されている。天文二年(一五三三)十一月九日には泉涌寺伝法灌頂(おそらく松橋流)が安楽光院某を大阿闍梨に執行されている(『続史愚抄』)。ちなみに醍醐寺の三宝院賢俊(一二九〇〜一三五七)は菩提寺前大僧正と呼称されるように律宗系からの横入僧であった可能性があり、その付法弟子に松橋光濟・安楽光院実濟が見える。くだんの菩提寺とは、醍醐寺内に所在して歴代座主墓を管理した泉涌寺末寺の律院であった(元禄五年『寺改帳』翻刻番号三三二)。

(43) 日本における位牌(ただし俗人の)初見記事は、洞院公賢「園太曆」延文三年(一三五八)六月四日条の足利尊氏の位牌「故征夷大将军贈従一位行左大臣源朝臣(長寿寺殿仁山義公)靈位」(菊池章太『位牌の成立―儒教儀礼から仏教民俗へ―』東洋大学出版会・二〇一八年六月の一五四頁、同『葬儀と日本人―位牌の比較宗教史―』ちくま新書・二〇一一年八月の一六四頁)。儒教儀礼から『禪苑清規』へと論じて武家以下の事例をあげてゆくなかで、なぜか先行研究に律宗と天皇家位牌の視点は無い。

(44) 川上貢『日本中世住宅の研究』(墨水書房・一九六七年十月)第二編「鎌倉時代後半期における洛外院御所の研究」第二章「持明院殿の考察」、九一頁。

(45) 泉涌寺塔頭の悲田院に客仏として安置される快慶作「宝冠阿弥陀如来坐像」については、『山州名跡志』卷之三の泉涌寺の項(『新修京都叢書』第十五卷・臨川書店・一九六九年七月、七九頁)安楽光院「本尊阿弥陀仏(宝冠印坐像二尺五六寸許)作不考」とあるものが像容・法量ともに合致す

る。一方、これを「俊苺の臨終仏」と見做す大谷由香『中世後期泉涌寺の研究』(前掲、五二頁)の推論は、大塚氏「書評」(前掲)と同様な理由から支持しがたい。

(46) 川上貢『日本中世住宅の研究』(前掲、九四頁)。続群書類従・補遺三『お湯殿の上の日記』(五)の弘治二年(一五五七)六月十八日条に「あんらく光院」(同三二七頁)、弘治三年(一五五七)十二月二十八日条には「ふしみ(伏見)はんしゆゑん(般舟院)」「ふかくさ(深草)の安樂行(傍書して「光」字)院」が見える(三七一頁)。

(47) 川上貢『般舟三昧院について』(『日本建築学論文報告集』第六十六号・一九六〇年十月)。観応の擾乱・正平の一統をうけて持明院統(北朝)は、崇光院流と後光厳院流の二皇統に分裂する。相馬万里子氏と豊永聡美氏は音楽史(楽道の相伝)から捕捉して崇光院流「琵琶」・後光厳院流「笙」に分類した(相馬「代々琵琶秘曲御伝受事」とその前後」『書陵部紀要』第三十六号・一九八四年、同「琵琶の時代から笙の時代へ」『同』第四十九号・一九九七年、豊永「後光厳天皇と音楽」『中世の天皇と音楽』吉川弘文館・二〇〇六年・初出一九九八年)。大塚未来「中世天皇家の葬送―実務執行方法を中心に―」『国史学』第二〇二号・二〇一〇年十二月)は、葬送は泉涌寺、中陰仏事は般舟三昧院の分担が定着すると見ている。後光厳院流の「御寺」泉涌寺とは別に、「伏見御寺」般舟三昧院も正規の仏事会場となったことで崇光院流は完全なる傍流化を回避できたと久水俊和「中世天皇家の作法と律令制の残像」(八木書店・二〇二〇年六月、七七頁)はまとめる。

(48) 後土御門天皇の中陰仏事は、先例では泉涌寺の専権ともされるが(『続史愚抄』明応九年十一月十一日条)、遺骨は深草法華堂・雲龍院・般舟三昧院に三分割される(『同』同十二日条)。天文四年(一五三五)正月の豊楽門院(後奈良の生母)『天聴宸記』『言継卿記』、大永六年(一五二六)五月の後柏原天皇も(『和長卿記』)、明応例に倣って般舟三昧院が用いられた。弘治三年(一五五七)十一月二十五日に泉涌寺で行われた後奈良天皇の拾

骨では、凶事伝奏（広橋大納言国光）拾骨分は深草法華堂に納骨されたが、遣迎院正慶論師（遣迎院住持が般舟三昧院を兼務）拾骨分は伏見般舟三昧院に分骨された（『後奈良院御拾骨之記』〔僧正慶記〕）。中陰仏事は泉涌寺と般舟三昧院との相論となる（松永久秀書状『泉涌寺史』資料篇一一三・一一四号、泉涌寺申状案『同』一一六号）。後土御門・後柏原・後奈良の三代は般舟三昧院の全盛期で、かえって泉涌寺の長海長老が勅勤を蒙る事態も出来、ようやく永禄二年九月五日後奈良院三回忌に醍醐理性院「嚴助」の執奏で勅免される（『言繼卿記』）。

(49) 佐藤一希「近世天皇葬送儀礼の歴史の変遷」〔『ヒストリア』第二八七号・二〇二二年八月〕は、東福門院の延宝六年（一六七八）喪葬「中陰仏事」を突破口として、般舟院の優位性が崩れた経緯を詳論している。泉涌寺御一会史料「四条院・光明院・後光嚴院他墓所等覚」〔G1-16〕が、当該時の訴訟文書と考えられる。同様の訴訟文書に『泉涌寺史』資料篇の翻刻番号七二号・同七三号・同一一六号は知られていたが、本史料は未紹介であった。ちなみに、佐藤氏同論文は中陰仏事の開催要件「本所」について、これを「禁裏御所」と括弧書きしている（同八頁）。本文中でも述べたが、「本所」の原義は、院の本所御所である。葬送の主体「院と禁裏」についての後半の論旨からして、おろそかに出来ない瑣末であろう。

(50) 谷森善臣『山陵考』は「延宝八年八月崩御記」を引いて般舟院陽空長老の持参した口状書一通に触れ（『古事類苑』礼式部二・二〇六頁に所引の「後方朝臣記」）、深草安樂行院（深草法華堂）が元和三年（一六一七）の後陽成院葬送を機に再建されたことを記している。

(51) 太田博太郎『寺社建築の研究』（岩波書店・一九八六年九月）一一九〜一三二頁。泉涌寺周辺の状況については、杉山信三『院家建築の研究』（吉川弘文館・一九八一年九月）第五章「法性寺から東福寺へ」が参考される。また宋代建築の受容という点を強調したのが小川貫式『鎌倉仏教成立への宋元仏教の寄与』（『鎌倉仏教成立の研究 俊茂律師』法蔵館・一九七二年三

月）がある。最新の研究では、箱崎和久「泉涌寺伽藍にみる南宋建築文化」〔アジア遊学一二二〕『日本と《宋元》の邂逅—中世に押し寄せた新潮流—』勉誠出版・二〇〇九年五月）がある。一方で、外村中「浄土庭園と『作庭記』と『祇園図経』」（白幡洋三郎編『作庭記と日本の庭園』思文閣出版・二〇一四年三月に所収）は、俊茂の泉涌寺創建伽藍を浄土庭園の対局に設定して立論するが、外村説には蓮池が設備されていた「十六観堂院」への注意が欠如している。

(52) 西田直二郎『京都史蹟の研究』（吉川弘文館・一九六一年十二月）「藤原忠平の法性寺及び道長の五大堂」一四〇〜二四頁。

(53) 「弥陀三尺の立像」遺品として泉涌寺塔頭の悲田院所蔵「阿弥陀如来立像」（像高81・2cm、鎌倉時代）が参考される。逆手の印相、踏み割り蓮華座など宋風で、法量も『殿堂房寮式目』に合致するから十六観堂の遺物の可能性を考えたい。十六観堂の裏手にあたる場所から、宝永七年（一七一〇）東山天皇陵造成にもなつて木造仏像一〇体が一括出土している。『統史愚抄』同年三月二十七日条には「薬師木像」とあるが、おそらくは旧仏「阿弥陀三尺像」焼残りの埋納阮（あるいは蓮池の址）を発見したものだろう。

(54) 齋藤雅恵『密教における臨終行儀の展開』（ノンブル社・二〇〇八年三月）三六頁。『四条院御葬礼記』『龜山院御葬礼記』『伏見上皇御中陰記』『後光嚴院御中陰以下御仏事記』（以上、群書類従第二十九輯）・『光嚴・後光嚴・後円融・崇光・称光』凶事部類『（後土御門）明応凶事記』（以上、続群書類従第三十三輯下）などの天皇喪葬記録は、久水俊和氏（後掲の補注62）の指摘するように「マニュアルとしての凶事記録」である。したがって、高僧伝などに理想化された「死に方」を創出する物語性（その背後に想定される定型化された「マニュアルとしての臨終行儀」）とは同列に論じられない。ゆえに本稿は、北京律（泉涌寺・安樂光院）に受容されていたとされる「宋代仏教の臨終行儀」に深入りしない。

(55) 臈谷寿『平安王朝の葬送―死・入棺・埋骨―』(思文閣出版・二〇一六年一月)・上野勝之『王朝貴族の葬送儀礼と仏事』(日記で読む日本史⑩・臨川書店・二〇一七年十一月)・大石雅章『顕密体制内における禪・律・念仏の位置―王家の葬送―』(『寺院史論叢(一) 中世寺院史の研究(上)』法蔵館・一九八八年三月)。

(56) 大石雅章『非人救済と聖朝安穩』(『日本中世社会と寺院』清文堂出版・二〇〇三年)・同『中世寺院組織について』(『龍谷史壇』一二四・二〇〇六年)が僧の葬祭関与を中心とするのに対して、島津毅「中世における葬送の僧俗分業構造とその変化―一向僧沙汰」の検討を通して(『史林』第九十七巻第六号・二〇一四年十一月)・同『日本古代中世の葬送と社会』吉川弘文館・二〇一七年九月に所収)は俗人関与の点から検討を加えている。

(57) 浄金剛院は、後嵯峨天皇が檀林寺跡に建立した離宮「亀山殿」の別院、西山派祖「証空」弟子の道観証慧を開山とする浄土宗西山派嵯峨流の寺院。大覚寺統「亀山殿」は、足利尊氏により後醍醐天皇を慰霊する「天龍寺」に改変されて後嵯峨天皇の葬堂「浄金剛院法華堂」は埋没、現状の「後嵯峨天皇陵」「亀山天皇陵」は文久修陵の再建物である(山田邦和の図版解説・谷森善臣「山陵考」『文久山陵図』新人物往来社・二〇〇五年二月)。

(58) 王家喪葬を執行する近習には、まれに通世者・出家者が混在する。貴族階級が通世して入寺する安楽光院の場合、後光厳院葬送を沙汰奉行した見月上人曇淨(洞院公為)の立ち位置などは、そう言う意味において「近習」的な律僧であった。北京律を同じくする泉涌寺が初めて天皇家喪葬に関与する後光厳院葬送において、安楽光院の存在は検討に値する。

(59) 義浄訳『根本説一切有部毘奈耶雜事』(大正新脩大藏經一四五一番)に亡僧規定「苾芻を送喪するには(中略)其の呪願を為せ」と見える(草間法照「原始仏教聖典における呪願について」『印度學佛教學研究』第二十五巻第二号・一九七七年三月、釋舎幸紀「根本説一切有部に引用される無常經」

『同』第三十四巻第一号・一九八五年十二月)。出家受戒作法や秘密灌頂儀礼をアレンジした、いわゆる引導作法に展開する未然状態である。

(60) これを久水俊和『中世天皇葬礼史―許されなかつた死―』(前掲、一一〇頁)は「後光厳院葬儀の確立」と名付けて章立てしている。

(61) 後光厳院七々日仏事「曇茶羅供」の導師を勤めた理性院「宗助」僧正は、後光厳天皇の護持僧「光濟」の弟子、「宗助」も後円融天皇の護持僧として延命法を長日御修法している(『東寺長者補任』)。天皇の護持僧は延暦寺・園城寺・東寺の三箇寺から三名が任命され、これは葬送・追善儀礼における顕密僧の御前僧・護摩衆と同様の構成である(『門葉記』第五十三巻所収「護持僧補任」)。湯之上隆「護持僧成立考」(『金澤文庫研究』第二六七号・一九八一年九月)・同「護持僧の成立と歴史的背景」(『日本中世の政治権力と仏教』思文閣史学叢書・二〇〇一年二月)、堀裕「護持僧と天皇」(『日本国家の史的性質(古代・中世)』思文閣出版・一九九七年五月)。

(62) 『明応凶事記』については、久水俊和「東坊城和長の『明応凶事記』―マニユアルとしての『凶事記』―」(『文化継承学論集』第五号・二〇〇九年三月)に後土御門天皇の喪葬儀礼に関連して、後柏原天皇の葬場イメージを「水記」大永六年五月三日条附図から作図している(同論文【図四】)。

(63) 臈谷寿『平安王朝の葬送―死・入棺・埋骨―』(前掲)。谷川愛「平安時代における天皇・太上天皇の喪葬儀礼」(『国史学』第一六九号・一九九九年)、小松馨「後一条天皇の喪葬儀礼」(前掲)。堀裕「天皇の死の歴史的位位置―如在之儀を中心に―」(前掲)、島津毅「中世の葬送と遗体移送―平生之儀を中心として―」(前掲)。大塚未来「中世天皇家の葬送―実務執行方法を中心に―」(『国史学』第二〇二号・二〇一〇年十二月)、島津毅「中世における葬送の聖俗分業構造とその変化」(前掲)、久水俊和「中近世移行期から近世初期における天皇家葬礼」(『立正史学』第一一六号・二〇一四年九月)。西谷功「天皇の葬送儀礼と泉涌寺―称光天皇を中心に―」(『大法輪』七十九―一二二・二〇一二年十二月)。

(64) 洞院公為(一三四二〜一三七八)は延文五年(一三六〇)四月に俄の通

世、元は正四位下左少将(『尊卑分脈』第一編・一七〇頁)。同母兄の左大臣洞院公定は勿論、姉妹が正室であった関白近衛道嗣が安楽光院と関係している。見順房如一を嗣いで安楽光院の住持(長老)。後光厳院から後事を託され、入棺および御車陪乗、分骨から中陰仏事まで沙汰した(『公定公記』)。南北朝時代には、曇浄のような貴族出自の僧侶が安楽光院の住持を務め、室町後期には泉涌寺長老と安楽光院長老は度々兼帯されていた。鎌倉期の律法興行運動のなかで京都では、西大寺流の長福寺が神泉苑を管理して真言院の修造にも関与、同流では白毫寺太子堂(速成就院)がある。山門系の律家では元応寺(のち聖衆来迎寺)に統合・法勝寺(のち西教寺)に統合、泉涌寺流では泉涌寺と安楽光院が二大拠点であった(大塚紀弘「中世都市京都の律家」『寺院史研究』第一〇号・二〇〇六年五月)。洞院公為此と安楽光院曇浄については、鈴木登美恵「太平記作者圏の考察―洞院家の周辺―」(『中世文学』第三十五号・一九九〇年六月)。

(65) 後光明「承応例」までは殿上から直に葬車に後乗僧(長老)が陪乗していたが、宮中乗車は礼遇行為(女性や老人への殊遇)に始まり、のち摂関・親王・大臣・大僧正のうち「輦車宣旨」を受けている者について乗車のまゝ宮門を通過する参内形式が勅許された)であつて問題視される。東福門院喪葬からは禁裏御門の外から乗車するように改制されている(『後水尾院御葬礼并御中陰記』割書)。

(66) 『凶事部類』後光厳院葬礼の後普光園院記「穴」、『称光天皇御葬礼記』に「炬」、これを後土御門天皇葬礼『明応凶事記』は「火炬(六角白壁)」と詳記する。ちなみに『後奈良院御拾骨之記』(群書類従第二十九輯)に円形「御炬」の附図が見える。

(67) 山頭儀礼で導師が「木鋤子」を取り、凶事伝奏が「掩土」と勅答するようになり形式的火葬説は誤解である。武田秀章氏による「後光明天皇大喪儀において御遺骸の火葬は停止されるに至つたもの、なお山頭において御遺

骸を形式的な火葬に付す茶毘作法は依然として継続していた」(『維新期天皇祭祀の研究』大明堂・一九九六年十二月、一三一頁)との記述は、戸田忠至「山陵造営」建白「山頭堂にて御茶毘之御作法これ有り(中略)御表向き御火葬、御内実は御埋葬と申す御儀と存じ奉り候」(『言成卿記』所引「戸田大和守建言写」)に誘引された不正確な歴史観である。

(68) すでに唐代に葬送儀礼「招魂合葬」における「魂・魄」の儀礼的な峻別が議論されている(来村多加史『唐代皇帝陵の研究』学生社・二〇〇一年十一月・七三頁)。唐の代宗の葬送儀則「大唐元陵儀注」は「通典」から逸文が集成されている(金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』汲古書院・二〇一三年二月)。

(69) 中世前期まで圧倒的なリアリティーであつた他界浄土観が、中世後期から近世初頭にかけて縮小してゆく。かくて死者の安穩は遠方の浄土への往生ではなく、この世界の内部にある墓地から子孫を見守るという意識へ転換する。「草葉の陰で眠る」という近代人が共有する感覚は、江戸時代以降に形成された観念である(佐藤弘夫『死者のゆくえ』岩田書院・二〇〇八年三月、二〇九・二一〇頁)。近世皇室における月輪陵(墓・霊明殿(位牌)の成立は、朱子学の影響とともに、こうした近代初頭の意識の変化にも関係する。

(70) 的場匠平「月輪陵域内所在陵墓石塔に見る近世天皇・皇族の墓制」(『書陵部紀要』第六十九号(陵墓篇)・二〇一八年三月)

(71) 文久の修陵までの時点で創建「八角円堂」は転退、すでに瓦葺宝形造の再建「法華堂」建築であつた(山田邦和の図版解説・谷森善臣「山陵考」『文久山陵図』前掲)。『後宇多天皇宸翰御手印遺告』建立蓮華峯寺縁起第十五については、帝国学士院編纂『宸翰英華』第一冊(一九四四年)一〇七頁の翻刻を参照。

(72) 『泉涌寺史』資料篇・翻刻四四号の二二頁。泉涌寺は焼亡して「しかるべき老僧も侍らず」という理由で、元応寺(前掲の補注64)の長老「恵忍」

をして後花園天皇奉葬を代行せしめている。

- (73) 泉涌寺大門内の右手「山頭場の旧跡」には伏見桃山陵から明治天皇陵「御須屋」・昭憲皇太后陵「祭場殿」が移築されて「上経蔵」(前者が本殿・後者が前殿)に転用、一方の「龕前堂の旧跡」は京都市立東山泉涌中学校の東学舎(旧月輪中学校)敷地となり、ほぼ当時の地形を留めている。図版2は図式化した概念図解であり、地勢や縮尺を無視してある。

- (74) 和田軍一「皇陵」(国史研究会編『岩波講座 日本歴史』一〇・岩波書店・一九三四年) 一七頁。的場氏論文に依拠。

- (75) 承応三年(一六五四)十一月二十一日、後光明院御石塔を泉涌寺に供養せ被る。先ず御塔開眼の事有り。十二月十四日、先帝の奉為に百箇日(来る三十日正当。而して明日に引上げ被る)連夜、法会を両寺に行はせ被る。次に先帝御影(侍従通福之を図す)の開眼供養有り(『続史愚抄』)。泉涌寺蔵「後光明天皇御尊影」(O12)が先帝御影に相当する。軸裏墨書「後光明院尊儀 泉涌寺」・箱蓋裏書「愛宕前宰相通福卿真画」。

- (76) 続群書類従第二十八輯下『代々先皇法語集』は、正親町院から始めて、とくに陽光院・新上東門院、後陽成院・中和門院の喪葬に関する「秉炬」「闇維疏」回忌法要など泉涌寺諷誦文の類集である。その内容構成は後水尾院統の先祖二代「家族墓」に始原する黎明期「月輪陵墓」に重複しており、画期となった後陽成灰塚「九重石塔」に関わる「後陽成院石塔供養」諷誦文を収録する意図も含めて興味深いものがある。

- (77) 野村玄『日本近世国家の確立と天皇』(清文堂出版・二〇〇六年八月)

- (78) 後光明天皇に始まる葬制をあえて「遺体椰納葬」と命名するのが岩田重則『天皇墓の政治民俗史』(有志社・二〇一七年五月、一七五頁)である。『朱子家礼』を典拠とした遺体埋葬を「土葬ではない」と断言するのも不思議で、例えば石櫃を用いる床下埋葬などは平安末期にも類例がある。同著は火葬から土葬への転換を「朝儀復興」と見るのを嫌う傾向があり、むしろ幕府による統制を強調するところに意図があるらしい。

- (79) 浦井正明『上野寛永寺・將軍家の葬儀』(吉川弘文館・歴史文化ライブラリー二四三・二〇〇七年十一月)

- (80) 北宋宮廷の喪葬儀礼に仏教の中陰仏事が加わり、北宋皇陵に仏寺が建立され、北宋後期以降は禅宗教団も宮廷葬儀に参加している。これら宗教行事は「儒・仏・道」三教あわせて開催されていた(笠沙雅章「宋代宮廷の葬送と禅宗教団」鈴木哲雄編『宋代禅宗の社会的影響』山喜房仏書林・二〇〇二年十一月)

- (81) 佐藤一希「近世天皇葬送儀礼の歴史の変遷」(前掲)の第一章において詳論されている。

- (82) 野村玄「江戸時代における天皇の葬法」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十四号・二〇〇七年十一月)

- (83) 日本における家礼受容の大きな集団に「崎門派」と「水戸学」がある。儒家神道の山崎闇斎に家礼研究『文会筆録』、その崎門派に浅見綱斎『喪祭小記』『家礼師説』、若林強斎『家礼訓蒙疏』がある。水戸藩の喪祭(自葬祭)実践書に光圀頒行『喪祭儀略』があり、明遺臣の朱舜水、また林鷲峰『泣血餘滴』の影響がある(後掲の補注86)。

- (84) 宋学とは、唐代までの旧貴族の没落、宋朝による科挙の復活、木版印刷の発達による書物の普及などで高揚した「士大夫」(読書階級Ⅱ官僚)の意識と教養が理論化され組織化されたものに他ならない。その高揚する意識のおもむくところ、正統と異端との弁別は強調せられ、仏教・道教への対抗意識と、逆にその摂取とが共存する。かくて士大夫を主体とした「仏・儒・道」三教混淆の傾向、たとえば仏教哲学「体用理論」や汎神論的観念、および老荘思想の借用が、宋学の形而上学的で思弁的な性格を形成したとされる(島田虔次『朱子学と陽明学』岩波新書・一九六七年五月)。

- (85) 伊藤聡「中近世移行期における吉田神道の意義」(『歴史評論』八六三号・二〇二二年三月)において「天下人の神格化と吉田神道」の項目を立て、秀吉の祭神化と吉田神道の教理の関係について『神道大意』を引いて、その

汎神論的觀念を指摘している。

- (86) 吾妻重二『家礼文献集成(日本篇一)』解説(関西大学東西学術研究所資料集刊二十七―二〇一〇年三月)、田世民『近世日本における儒礼受容の研究』(ペリカン社・二〇一二年三月)、これと近藤啓吾『儒葬と神葬』(国書刊行会・一九九〇年)では問題理解の方向性が違う。前者二氏が仏葬全盛期の近世日本社会における儒礼実践の足跡を追うのに対して、後者の視線は神道の喪葬儀礼「神葬祭」の手引書としての家礼受容に傾く。

- (87) 平安末期から南北迭立期までの君臣を描いた絵巻で、天子・摂関・大臣の三巻からなる。絵は信実の子孫である藤原為信・豪信の父子、詞書は世尊寺行尹と尊円法親王。曼殊院旧蔵の現本が明治十一年(一八七八)に帝室に献上されて、昭和五年(一九三〇)以降は宮内庁書陵部の保管。類本に『天皇摂関影図巻』二巻(徳川美術館蔵)がある(小松茂美編集解説『続日本の絵巻(十二)』中央公論社・一九九一年二月)。原本ではやや童顔に描かれる四条天皇を、本幅では構図や服飾はそのまま、やや謹厳にアレンジしてある。江戸時代の儒教的な帝王観の反映といえよう。

- (88) 龍谷ミュージアム令和二年企画展「仏像ひな型の世界」において、七条仏師・畑治良右衛門家に伝来した彫像雛型群が紹介された。康乗が造頭した泉涌寺霊明殿「四条天皇坐像」の雛型も含まれ、底裏の墨書銘も確認できた。

- (89) 際限なく増加する陵墓寝廟を統廃合しようとした前漢末期の礼学論争にはじまる制度で、『礼記』王制篇にもとづく太祖と三昭三穆からなる七廟制を主張したのは前漢末の哀帝のとき劉歆が最初。実際に太廟に七神主を並べ、毀廟の主を祧廟に遷すような形式に整うのは魏晉以降である(金子修一『古代中国と皇帝祭祀』汲古書院・二〇〇一年一月)。

- (90) 前注参照。『続日本紀』延暦十年(七九一)三月癸巳(二十三日)条は「太政官の奏して言さく、謹みて『礼記』を案するに曰はく、天子の七廟は、三昭・三穆と太祖の廟で七つなり」と、国忌を整理する法源として礼記「天

子七廟」説を援用している。日本礼制は古代をつうじて山陵(魄)と太廟(魂)の区別がなく、近世にいたるまで陵墓を「廟所」と称することを止めない。これまで位牌祭祀の考察が等閑視されてきた所以である。

- (91) 郭沫若「釈祖妣」(『全集』考古編一)は「是れ則ち且は実に牲器の象形」と解釈、同『卜辞通纂』も男性生殖器の形象(男根崇拜)と見ている。対して白川静『漢字の世界』は、「祖の初文は且(そ)であり、祖(まないた)の形である。郭沫若氏がこれを陽物の形とするのは好奇にすぎるとして、形義ともに異なる」と批判した(間瀬収芳「祖について」小南一郎編『中国の礼制と礼学』朋友書店・二〇〇一年十月)

- (92) 宝永七年(一七一〇)三月一日、泉涌寺に於て東山院御石塔の開眼及び供養有り、導師は卓岩長老。二十七日、東山院百箇日御忌、御仏事を両寺に行はせ被る。今度、東山院御石塔を建つ時、地より薬師木像(十体)を掘出す。因て乃ち當寺に安置す(『続史愚抄』)。

- (93) 宝曆十二年(一七六二)九月十二日、先皇七々日の御経供養。泉涌寺御仏事(法用は理趣三昧)導師は舜峯長老。今度、勅定に依て新中納言(時行)先帝御影を画く者、即ち泉涌寺に納め被る(余分一幅有り、准后富子申請せ被る)。十月二十九日、泉涌寺に於て先帝御石塔の開眼及び供養有り。開眼の導師は舜峯長老(『続史愚抄』)。泉涌寺蔵「桃園天皇御尊影」(C018)が先帝御影に相当する。軸裏墨書「桃園院尊儀 泉涌寺」、箱蓋裏書「平松中納言時行真筆」。

- (94) 桜町天皇塔は中御門天皇塔に準拠して造営された(『桜町院凶事記並諒闇記』寛延三年五月二十八日条)。的場氏論文に依拠。

- (95) 所功「近世女帝のマツリゴトに関する『実録』抄」(京都産業大学『日本文化研究所紀要』第十一号・二〇〇六年三月)、宍戸忠男「後桜町天皇と神事―女性天皇の神事と障りについて―」(神道宗教学会『神道宗教』第二〇二号・二〇〇六年四月)。

- (96) 新上西門院塔は中和門院塔に準拠し(『新上西門院尊儀御一会日並記』正

- 徳二年五月二十二日条：泉涌寺(355)、承秋門院塔は新西門院塔に準拠して造営された(『承秋門院日次記』享保五年三月三十日条：泉涌寺(372))。の場氏論文に依拠。
- (97) 盛化門院塔は東福門院塔に準拠し(『盛化門院尊儀御一会之記』泉涌寺G31-1)、青綺門院塔は盛化門院塔に(『御凶事申沙汰雜誌』)、恭礼門院塔は青綺門院塔に準拠して造営された(『忠良公記』)。の場氏論文に依拠。
- (98) 久保貴子『近世の朝廷運営―朝幕関係の展開―』岩田書店・近世史研究叢書二・一九九八年五月)。皇別撰家姉妹の婚姻政策の舞台となったのが、女御繫子のために造営された御里御所「御産御殿」(現・泉涌寺本坊建物)であった。文政八年(一八二五)の妹祺子入内に際しても修復がなされて継続使用されている。
- (99) 桃園天皇塔は後光明天皇塔に(『桃園院尊儀御一会記録』宝曆十二年七月二十六日条：泉涌寺G13-1)、仁孝天皇塔は後桃園天皇塔に各々準拠して造営された(『仁孝天皇尊儀御一会記』弘化三年二月二十日条：泉涌寺G17-1)。の場氏論文に依拠。
- (100) 新朔平門院塔は、盛化門院・恭礼門院の両塔に準拠して造営された(『新朔平門院尊儀御一会記』弘化四年十月二十八日条：泉涌寺G35-7)。の場氏論文に依拠。
- (101) 天保十二年(一八四二)九月二十九日に薙髪して「雲遊院」、天保十三年十二月一日に従三位に叙せられ「三位局」、天保十四年(一八四三)三月二十一日に死去(享年六十四)、四月二十五日に雲龍院に葬送(無縫石塔)、いままも同院に薙髪号「雲遊院尊儀」尊牌を祀る。翌年二月十三日に「准三后」贈位、女院号「東京極院」追号、泉涌寺「靈明殿」には女院号「東京極院尊儀」尊牌を祀る(参照『光格天皇実録』巻九・典侍藤原嬉子伝)。
- (102) 嫡出皇子女や天皇生母の泉涌寺・雲龍院への奉葬とその転換については、佐藤一希「近世天皇家の葬制の変容と泉涌寺―女院・皇子女死去時の対応を中心に―」(『日本史研究』七〇四号・二〇二一年四月)に詳論されている。
- (103) 皇室の神仏分離については、坂本健一「皇室の神仏分離」(『明治維新神道百年史』第四卷、神道文化会・一九六六年・羽賀祥二「明治神祇官制の成立と国家祭祀の再編(下)」(『人文学報』五十一・一九八二年)らの基礎的な研究があるが、維新期の皇霊祭祀を基軸にした宮中祭祀の形成を論じた武田秀章「維新期天皇祭祀の研究」(前掲)や、明治四年の神仏分離から明治十一年(一八七八)の春秋二季皇霊祭成立までを包括的に論じた坂本是丸の研究『近世・近代神道論考』(弘文堂・二〇〇七年)などは、皇室の「神仏分離」は皇霊祭をもつて到達されたとの見方で共通する(高木博志「皇室の神仏分離・再考」明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う―新たな歴史像を求めて―』有志舎・二〇一一年七月)。維新时期改革を考究する時に大切なのは、自稿の目標地点で攔筆してしまわない事である。過激な制度改革には必ず「揺り戻し」があつて、より穏便な妥協地点に到着する。
- (104) 岡田精司「前近代の皇室祭祀―「陵墓」と御黒戸祭祀―」(『陵墓から見た日本史』一九九五年十一月)二三八頁。
- (105) 「近世天皇家の先祖祭祀は、泉涌寺に葬られた天皇を中心に、おむね室町期をさかのぼらない範囲であつたと考えられる」(上田長生『幕末維新期の陵墓と社会』思文閣出版・二〇一二年二月、三三頁)。これに就いては、拙稿「泉涌寺における御位牌堂靈明殿の変容―リストアップされた前近代皇室の先祖祭祀―」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五十九号・二〇二二年十一月)に特論してある。
- (106) 泉涌寺の塔頭「法安寺」は、天智天皇が創建した勅願所、開基は果(泉海和尚、伏見大亀谷に所在していた(泉涌寺文書『泉涌寺派寺院本末改帳写』資料篇翻刻二二三二号)。貞成親王の伏見御所とは近辺寺院であつたから、寺名は「看聞御記」に散見される。天正十二年(一五八四)に伏見から移転して泉涌寺塔頭となり、天正十三年(一五八五)当時の寺領が六十余、元

祿五年（一六九二）に七十九石余（本山朱印領内）、天保十二年（一八四一）本坊炎上の際には四条天皇尊像の仮奉安所となつたのが法安寺本堂であつた。明治維新後の塔頭の整理統廃合のなかで寺名は消えている。現在の海会堂で使用している大壇一式は法安寺の旧蔵品で（『泉涌寺平常備付品記』P.165）、また靈明殿の法要で奉懸されている絹本着色「両界曼荼羅」（C090）も箱書に「光明山法安律寺」と墨書の認められる旧寺宝である。靈明殿に合祀された天智天皇尊牌は、この法安寺の本願天皇牌であつた。

(107) 般舟三昧院の中心部は、小学校校舎として転用された（嘉楽小学校、現在の京都市立嘉楽中学校の前身）。その後、大正十二年（一九二三）関東大震災で壊滅した鎌倉建長寺の復興のため、嘉楽小学校の正門と講堂が移築されている。正門は天明三年（一七八三）建立の般舟院「四脚門」で建長寺「総門」として現存する。講堂は享保十七年（一七三二）再建の般舟院「御牌殿」で、幕末維新期まで皇室仏事を厳修していた儀礼空間が建長寺の方丈「龍王殿」として現存する。この般舟院陵墓地（旧般舟院「御廟」）が「陵」であるのは、後土御門院の典侍であつた庭田朝子が後柏原天皇の生母として「贈皇太后」となり、その壙域を「陵」と称するからである。陵域には後花園院・後土御門院・後奈良院等の御分骨所、ほか高仁親王（真照院）はじめ皇子女墓がある（贈皇太后朝子般舟院陵ほか三分骨所・十墓、未治定六所）。いま現地に残る般舟院建物は元三大師堂のみである。

(108) 山陵祭祀が歴代位牌のようなものを媒介せずに直接的に皇靈殿に集約され得るかどうかは、新案された皇靈殿祭祀における神学的アキレス腱であつた。『礼記』郊特性の「魂魄」観は、『朱子語類』卷八十七祭義に到るまで「祖靈祭祀」の基本理念である。「古は墓祭せず」「漢官儀」、屍体は「魄」とともに埋蔵して祭らず、死者の「魂」のみが「木主（位牌）」に憑依して子孫の祭祀を受ける。日本固有の靈魂観においても、例えば前方後円墳の密閉性に「魂魄」観の反映を見るむきもある（大久保徹也「カミ・死者の不在と前方後円墳」アジア遊学『東アジアの死者の行方と葬儀』勉

誠出版・二〇〇九年七月）。鬼神論についての近世儒家の議論、崎門派の喪祭論なども未消化のまま、幕末から維新时期を通して山陵祭祀の現場は、幕府の山陵奉行から明治政府の諸陵頭に横滑りした戸田忠至（一八〇九〜一八八三）の独壇場であり、維新时期祭祀においてもなお山陵の位置付けをめぐる新旧両勢力による「淨穢」意識の落差があつた。山陵祭祀「魄」と、新案の皇靈殿「魂」のはざまに、かかる旧「尊牌」の廃止できない実情があつた。

(109) 明治四十二年（一九〇九）二月十一日皇室令第一号『登極令（附式二編）』第十六条には、即位式および大嘗祭の齋行後、「神宮に親謁の儀」および「神武天皇山陵ならびに前四代の山陵に親謁の儀」が規定されている。当時の人々は、前四代山陵から孝明天皇陵が除外される未来が予想できておらず、条文に「靈明殿に親謁の儀」が見えなくとも月輪陵と泉涌寺「靈明殿」親拝は（明治初年ならいざ知らず、明治十三年天皇参拝の復旧以来）当然のことと考えられていた。

(110) 石野浩司「維新时期宮中三殿成立史の一考察」（前掲）のち『石灰壇毎朝御拝の史的研究』（皇学館大学出版部・二〇一一年二月）に所収。

(111) 上野竹治郎『山陵（新訂版）』（名著出版・一九八九年。初版一九二五年）。

(112) 野村玄「江戸時代における天皇の葬法」（前掲）。

(113) 野村玄「月輪陵域内所在陵墓石塔に見る近世天皇・皇族の墓制」（前掲）および同「陵墓石塔実測図目録」（『書陵部紀要』第七十号「陵墓篇」・二〇一九年三月）。

(114) 野村玄「近世天皇葬送儀礼の確立と皇位」（同『日本近世国家の確立と天皇』前掲、一三三頁）は在位中に崩御された桃園天皇の葬列における「上北面」供奉から「瀧口」への転換を指摘、久水俊和氏「天皇家」葬礼の変遷」（同『中世天皇家の作法と律令制の残像』前掲、一〇〇頁）も「院葬礼から天皇葬礼への回帰」と位置づけるべきとされた。

(115) 佐藤一希「近世天皇葬送儀礼の歴史的変遷」（前掲）の第二章に詳論され

ている。

(116) 藤田覚『幕末の天皇』（講談社選書メチエ・一九九四年九月）第三章「天皇權威の強化策」を参照。

(117) 月輪陵の成立過程と、俊苳転生説話はリンクしている。享保十一年（一七二六）の五〇〇年遠忌に際して発給された中御門天皇「国師加号宸翰勅書」には、開山俊苳律師が「天福幼主の前身たり」とあり四条天皇再誕説が公認されている。陽光太上天皇の月輪陵石塔が、泉涌寺開山塔の形式に準拠された理由である（前掲の補注16を参照されたい）。

(118) 後月輪陵の親王墓石塔について、女院宝篋印塔より小規模な点において「宝篋印塔（普及型）」に分類した。ただしの場合氏も前掲論文で「隅飾には他の皇族塔には見られない渦文が見られる。ゆえに、完全に同区域内の皇族塔の形態に準拠したわけではないようであるが、その理由は不明である」と疑義を呈している。同氏も引く木子文庫史料『成不動院宮葬送御用覚書』（木3510-1）は、寛政十二年（一八〇〇）の温仁親王の凶事に従事した木子清房の記録で、清房が石工から取り寄せた石塔原型（元形）「宝鏡院塔図面」の記述が見える。これは「宝篋印塔」の誤写ではなく、「宝鏡院塔図面」が参考されたと私考する。宝鏡院宮礼仁親王（一七九〇～一七九一）は光格天皇の夭折した第一皇子であり、温仁親王塔の先軌とされる充分な条件がある。現存する般舟院陵墓の礼仁親王塔は近世宝篋印塔らしく隅飾が藏手状に発達している。この月輪陵域内に（陽光院以来）初めて出現した親王塔の様式については、般舟院の皇族塔に準拠したと考える所以である。

(119) 承応期土葬転換による天皇喪葬の泉涌寺独占に対抗して、般舟三昧院方は後水尾院喪葬などの機会に「火葬→深草法華堂へ納骨」方式の復活運動をしている（『兼輝公記』延宝八年八月二十三日条）。『延宝八年八月崩御記』にいう般舟院陽空長老の持参した「口上書一通」が要望書にあたると思われる（前掲の補注50）。はやく斎藤忠『東アジア葬・墓制の研究』（第

一書房・一九八七年六月）が二四一頁で指摘した（同書「般若三昧院長老陽光」は誤植か）。

(120) 佐藤一希「近世天皇葬送儀礼の歴史的変遷」（前掲）の第一章に詳論されている。

(121) 『新上西門院尊儀御一会日並記』『光栄卿記』に見えることは、的場匠平「月輪陵域内所在陵墓石塔に見る近世天皇・皇族の墓制」（前掲）に依拠。

